

令和5年6月16日

1. 出席議員

1番	高橋	信広	12番	堤	康幸
2番	花下	主茂	13番	石橋	義博
3番	坂本	治郎	14番	牛島	孝之
4番	水町	典子	15番	服部	良一
5番	古賀	邦彦	16番	中島	信二
6番	久間	寿紀	17番	栗原	吉平
7番	原田	英雄	18番	三角	真弓
8番	小山	和也	19番	森	茂生
9番	高山	正信	21番	川口	誠二
10番	川口	堅志	22番	橋本	正敏
11番	田中	栄一			

2. 欠席議員

20番 栗山 徹雄

3. 本会議に出席した事務局職員

事務局長	牛島	新五
事務局参事補佐兼次長	樋口	安澄
書記	中島	知子
書記	田中	浩章

4. 地方自治法第121条により出席した者

市 長	三田村 統之
副 市 長	松 崎 賢 明
副 市 長	松 尾 一 秋
教 育 長	橋 本 吉 史
総 務 部 長	原 亮 一
企 画 部 長	馬 場 浩 義
市 民 部 長	牛 島 憲 治
健康福祉部長	坂 田 智 子
建設経済部長	若 杉 信 嘉
教 育 部 長	平 武 文
総 務 課 長	秋 山 勲
人 事 課 長	丸 山 隆
財 政 課 長	田 中 和 己
防 災 安 全 課 長	毛 利 昭 夫
企 画 政 策 課 長	隈 本 興 樹
定 住 対 策 課 長	高 巢 雅 彦
観 光 振 興 課 長	荒 川 真 美
商 工 振 興 課 長	山 口 幸 彦
企 業 誘 致 課 長	橋 本 秀 樹
新 庁 舎 建 設 課 長	甲 斐 田 英 樹
税 務 課 長	田 代 秀 明
環 境 課 長	石 橋 信 輝
子 育 て 支 援 課 長	末 崎 聡
健 康 推 進 課 長	末 廣 英 子
介 護 長 寿 課 長	樋 口 久 美 子
建 設 課 長	轟 研 作
農 業 振 興 課 長	松 藤 洋 治
第 一 整 備 室 長	木 村 孝
第 二 整 備 室 長	堤 辰 幸
学 校 教 育 課 長	栗 山 哲 也

議事日程第4号

令和5年6月16日（金） 開議 午前10時

日 程

第1 一般質問

(質問の順序)

- 1 高橋信広議員
- 2 古賀邦彦議員
- 3 水町典子議員

第2 議案審議

- ・質 疑 (委員会付託)
- ・討 論
- ・採 決

本日の会議に付した事件

第1 一般質問

第2 議案審議

報告第5号 八女市土地開発公社の令和4年度決算及び令和5年度事業計画の報告について

報告第6号 令和4年度八女市一般会計予算継続費繰越計算書の報告について

報告第7号 令和4年度八女市一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について

報告第8号 令和4年度八女市一般会計予算事故繰越し繰越計算書の報告について

議案第43号 八女市税条例の一部を改正する条例の制定について

議案第44号 令和5年度八女市一般会計補正予算（第4号）

午前10時 開議

○議長（橋本正敏君）

おはようございます。本日も最後までよろしく願いいたします。

お知らせいたします。高橋信広議員、古賀邦彦議員、水町典子議員要求の資料及び委員会・分科会日程表をタブレットに配信いたしております。

なお、栗山徹雄議員から欠席届を受理いたしております。

ただいまの出席議員数が定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程につきましては、会議規則第19条ただし書の規定によりタブレットに配信しておりますので、御了承願います。

日程第1 一般質問

○議長（橋本正敏君）

日程第1. 一般質問を行います。

順次質問を許します。1番高橋信広議員の質問を許します。

○1番（高橋信広君）

皆様おはようございます。1番高橋信広でございます。

まずは、さきの統一地方選挙におきまして、多くの市民の皆様にご支援、ご支持を賜り、この場に立たせていただいておりますこと、心よりお礼申し上げます。皆様の負託に応えられるよう、さらなる研さんを重ね、全力で取り組んでまいりますので、今後とも御指導、御鞭撻のほどよろしくお願い申し上げます。

では、通告に従いまして一般質問をいたします。

本日は、健康寿命の延伸について、ふるさと納税についての2点をお聞きいたします。

最初に、健康寿命の延伸について伺います。

健康寿命とは、2000年にWHOが提唱した指標で、健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間とされています。厚生労働省は2019年に健康寿命延伸プランを策定し、健康寿命の目標と、それを達成するための施策を定めています。2040年までに健康寿命を2016年比3年以上延伸し、男女とも75歳以上とすることを目指しております。具体的には、次世代を含めた全ての人の健やかな生活習慣形成と疾病予防・重症化予防、そして、介護予防・フレイル対策、認知症予防という3分野の取組を推進することとしています。

本市におきましては、2016年5月15日に健康寿命の延伸を目指してスポーツ・健康づくり都市宣言を発出し、その後、様々な事業に取り組んでいただき、市民の健康意識は高まっていると認識しております。しかしながら、疾病予防・重症化予防をはじめ、具体的な取組になると地域差、個人差が大きく、今後の重要な課題と捉えております。

そこで、疾病予防・重症化予防対策の一つである特定健診・がん検診受診率向上を中心に、5つの観点でお聞きいたします。

次に、ふるさと納税について伺います。

令和4年度のふるさと納税の実績等は間もなく発表されますが、令和3年度の全国ベースは約8,180億円の金額でしたので、1兆円近い数字が見込まれます。

本市においては、令和3年度に続き10億円を突破し、約7万件から13億円弱の寄附額となり、担当部署をはじめ、執行部の皆様には敬意を表するところであります。本市の資源を今以上に活かしていくことでまだまだ伸ばせる事業であり、新たなお礼の品の開発や、八女

ファンの創出に取り組んでいただき、さらなる事業の拡大に大いに期待を持っているところ
です。

そこで、昨年の実績、課題を基に、今後の具体的な取組についてお聞きいたします。

執行部におかれましては、明確な回答をいただきますようよろしくお願い申し上げます、あと
は質問席にて順次お聞きいたします。

○市長（三田村統之君）

おはようございます。1番高橋信広議員の一般質問にお答えをいたします。

まず、健康寿命の延伸についてでございます。

特定健診及びがん検診の受診率向上に関して、本年度はどのような対策を講じる計画かと
いうお尋ねでございます。

特定健診につきましては、今年度から新たに特定健診の対象となる方に対して受診勧奨を
行うなど、引き続き受診勧奨を強化してまいります。また、若い世代から健康意識を高め、
早期の生活習慣病を予防するために、20歳から39歳までを対象とした健診を実施することで、
40歳からの特定健診の受診につなげる取組を実施しているほか、健康づくりの動機づけとし
て、健康寿命の延伸を目的とする健康ポイント事業を引き続き実施します。

がん検診につきましては、70歳以上の方は、自己負担金を無料にするほか、早期に子宮頸
がん検診や乳がん検診などを受診いただくよう無料クーポン券を対象年齢の方に送付するな
ど、受診率向上の取組を行っております。

今後とも受診しやすい環境づくりに努め、受診率向上を目指してまいります。

次に、特定健診・保健指導によって医療費の適正化あるいは医療費の低減が図れるのかと
いうお尋ねでございます。

特定健診を受診いただいた方は、健診結果に基づいた適切な保健指導により、生活習慣病
の重症化を予防する効果を期待できます。その結果、生活習慣病の治療に要する医療費を抑
制できると考えます。今後も特定健診や保健指導の重要性について市民の皆様に御理解をい
ただけるよう努力してまいります。

次に、新型コロナウイルス感染症の5類感染症移行に伴う、今後の対応及び市民に対する
情報提供はという御質問でございます。

新型コロナウイルス感染症の5類感染症移行後は、感染対策について個人や事業者の判断
による自主的な取組が基本となりましたが、予防に有効とされる感染対策が国等から示され
ておりますので、感染動向を注視しながら、基本的な感染対策として様々な機会を捉え、啓
発を行ってまいります。

また、発熱などの症状がある場合の対応や相談先など、市民が必要とする情報については、
広報、ホームページをはじめ、各媒体を通じて、分かりやすい情報発信を行ってまいります。

次に、熱中症対策の現状と課題及び今後の取組をどのように考えているのかという御質問でございます。

市民の皆様に対しては、熱中症が危ぶまれる時期に、FM八女の放送により熱中症の注意喚起を実施しております。また、市の公式ホームページや公式LINEでも熱中症に関する記事を掲載しております。

なお、近年は地球温暖化による気温の上昇で猛暑のリスクが高まっていることから、早めの情報発信に努めてまいります。

次に、带状疱疹の発症状況並びにワクチン接種費用に対して助成する考えはというお尋ねでございます。

带状疱疹の発症状況につきましては、带状疱疹が感染症法における届出の必要な疾患に定められておりませんので、国及び県においても把握していない状況です。

带状疱疹ワクチンの接種費用に対する助成につきましては、現在、带状疱疹のワクチン接種が任意接種の位置づけであり、市独自の助成は行っておりません。

なお、带状疱疹ワクチンは、国において定期接種化の検討が行われておりますので、国の動向を注視しつつ、県や近隣市町村の状況等について調査研究をしております。

次に、ふるさと納税についてでございます。

まず、令和4年度に見直しを行ったポータルサイト及び返礼品について、成果と課題をどのように分析しているのかという御質問でございます。

令和4年度につきましては、寄附件数約6万9,000件、寄附額約1,290,000千円と、件数、額ともに過去最高の実績となっております。

ポータルサイトにつきましては、令和3年度末の3社に加えて、令和4年度に4社を追加し、寄附の増額を図ったところでございます。

また、返礼品につきましては、仏壇等の伝統工芸品や家具等について取扱いできるよう運用見直しを行っており、これらの分野で13,000千円の寄附をいただいております。今後も市内の協力事業者と連携し、さらに返礼品を充実させるとともに、しっかりと情報発信を行いながら事業を推進してまいります。

次に、定期便についての取組状況と今後の課題はどうかということでございます。

現在、八女市では約100種類の定期便があり、令和4年度の実績は約9,600件、約363,000千円の寄附額となっております。

定期便につきましては、寄附単価が高いというメリットがある一方で、複数回に分けてお送りするため、送料が高くなるなどの課題もございます。こういった経費について、総務省基準を遵守できるようしっかり管理してまいります。

次に、企業版ふるさと納税に対する取組状況と今後の展望はというお尋ねでございます。

令和4年度の企業版ふるさと納税の実績は、11社から合計22,178千円の寄附をいただいております。

昨年度から本格的に取組を進め、八女市にゆかりのある企業を中心にお声がけをし、本市の地方創生事業へ賛同いただき、寄附をいただいたところでございます。今年度も引き続き八女市と関係の深い企業様へのお声がけを行い、財源確保に努めてまいります。

最後に、今年度は具体的な取組等どのような計画を立てて、展開していくのかという御質問でございます。

まずは、昨年度に追加した4つのポータルサイトの返礼品登録をさらに進め、返礼品及びサイト内の情報発信を充実させてまいります。

また、アフターコロナの観光需要の増加が予想されますので、着地型返礼品を充実させ、八女市への来訪につながるよう、しっかりと取り組んでまいります。

以上、御答弁申し上げます。よろしくお願いいたします。

○1番（高橋信広君）

最初に、健康寿命の延伸について5点お伺いしたいと思います。

特定健診と、それからがん検診、資料のほうを頂いておりますが、この中で、まず、特定健診のほうですけど、令和元年度、それから、令和2年度、令和3年度ということで、令和元年度はコロナの影響はない、令和2年度、令和3年度というのは多分コロナの影響があるだろうと思っています。そういう意味で、令和元年度はコロナの影響がないところで全体では40.9%ということで、令和2年度、令和3年度は若干下がっている傾向です。

特定健診については、過去を遡りますと、平成30年の43%というのが最高だったと思います。それから、このコロナということもあるんですが、どうも40%という一つの壁からなかなか脱皮できないというところが一つ課題かなと数字の上で感じています。

それからもう一つ、がん検診についてはいろいろ努力していただいておりますが、一番の問題は、胃がん検診がいまだに内視鏡、胃カメラのほうを導入されていないというのは大きく影響していると私は感じていますが、それにしても数字的には余り上がっていません。

それから、1つちょっと気になるのが、2年連続受診者数というのが子宮がんと乳がんのほうには入っていて、ほかには入っていない。何か理由があれば、ここについて、まず教えていただけますか。

○健康福祉部長（坂田智子君）

お答えいたします。

ここに2年連続表記を、2つのがんの種目はしておりますが、こちらはがんの受診率を計算する際に、2年に1度の推奨ということで国のほうで定めてありますので、その基礎の数値として載せているものでございます。

○1番（高橋信広君）

承知しました。

今この特定健診については、基本的には目標としては60%ということは変わらないと思いますし、保健指導のほうはあえて私が言っていないのは、既に達成していただいている、こっちのほうは非常に頑張ってもらっていると思っています。やっぱりこの両方の特定健診とがん検診の受診率をどう上げるかということが大きな課題だということから、次に行きたいと思います。

今年、ちょうど先月の5月25日に第3期の健康増進計画、これの策定業者がプロポーザルで決定されているようです。一方では、今年は第3期のデータヘルス計画、それから、第4期特定健診受診率実施計画というのが策定の時期と認識しておりますが、ここを新聞等で見ると、一定のマニュアル的なものをつくりながら統一したものにしていこうという動きがありますが、その辺を含めて、このデータヘルス、それから、特定健診受診率実施の計画についてどのようなお考えで、今年どういう方向にあるのか、これについてお答えいただけますか。

○健康推進課長（末廣英子君）

お答えいたします。

第3期データヘルス計画、第4期八女市特定健康診査等実施計画につきましては、令和6年度から11年度までの6年間の計画でございます。本年度が計画策定の年となっております。計画の策定につきましては、国保連合会の支援も受けながら準備を進め、年度内に策定する予定となっております。

現在の計画の進捗状況についてでございますけれども、第2期データヘルス計画の中間評価によりますと、メタボリックシンドローム予備群の人数が増加傾向であること、男性の健診受診率が低いこと、脳血管疾患、虚血性心疾患、人工透析の新規患者のうち、健診未受診者の割合が高いという課題がございました。最終評価につきましては、現在着手しているところでございます。

第4期特定健診等実施計画の市の目標といたしましては、特定健診受診率60%、特定保健指導実施率85%となっております。令和3年度の特定保健指導率が91.9%、健診受診率については40.2%でございましたので、健診受診率向上の努力が今後必要と考えているところでございます。

○1番（高橋信広君）

分かりました。今年に策定されるということで理解しました。

受診率向上のための一つのポイントとしては、やっぱり受診勧奨というのは大きな要素だと考えておりますけど、電話であったり、はがきであったり、いろんな形で、これは八女市

だけじゃなくいろんなところでやられていますけど、八女市の場合、大体具体的にどういう手法で、例えば、はがきにしても1回だけやられているのか、追加追加で少しやるのか。

それから、ターゲットですよ。例えば、毎回受けている人までやられているのか、あるいは不特定の人、それからほとんど、大きくはこの3つかなと思うんですけど、そういう人たちに対して具体的にはどういう動きをされているか、これについてお聞きしたいと思います。

○健康推進課長（末廣英子君）

お答えいたします。

まず、市が行っておる受診勧奨の方法といたしまして述べさせていただきますと、市の医療機関や事業所へのポスターの掲示ですとか、勧奨チラシの配布、ホームページやFM八女、公式LINEによる広報、電話及びはがきによる受診勧奨のほか、行政区長会、民児協議会、町内研修会、出前講座、イベント等での啓発を行っているところでございます。

また、国保データベースシステムから抽出されました生活習慣病ハイリスクの条件に該当される方につきましては、保健師や管理栄養士の訪問による受診勧奨も行っておるところでございます。

そのほか、集団健診においては、健診会場まで交通手段のない住民へのバス・タクシー共通券の交付、女性限定の健診日、レディースデーの設定と託児所の設置、子育て世帯の受診を促進するための子育て世代応援券の交付を実施しているところでございます。

健康ポイント事業につきましては、令和3年度から40歳未満の方へ対象を拡大し、令和4年度は20代・30代健診の個人負担分を千円から500円に減額することで、若い世代の受診の推進を図りました。今年度は、今年40歳になる方に受診勧奨はがきを送付するほか、ウェブによる健診予約を開始したところでございます。ウェブ予約では予約状況がリアルタイムで更新され、会場の空き状況が一目で分かるようになっております。

それから、はがきの送付状況でございますけれども、AIを活用しましてタイプ別に分析しまして、7タイプに分けてはがきを送付するようにしております。1回目と2回目の7月と9月に2回に分けて送付してございまして、そのタイプについては、AIが7タイプに分けてくださいますので、全部違う内容のはがきとなっております。そちらを送付いたしまして、9,263名のうち2,214名の方が受診に結びついておるというところでございます。

○1番（高橋信広君）

これは今おっしゃった、はがきで勧奨、それも2度3度とやっておられる。その成果というかですね、例えば、1,000人に対して実際どのぐらい受けられたか、そういうデータはございますか。お答えできますか。

○健康推進課長（末廣英子君）

お答えいたします。

A I を活用したはがきで、7タイプに分けておるんですけれども、このタイプが、Aが頑張り屋さん、Bが心配性さん、Cが甘えん坊さん、Dが面倒くさがり屋さんということで、過去の受診の結果とか、あと、レセプト情報とかで、その方の性格など、行動とかを分析しまして、タイプ別に分類しまして、その方に対してはがきを送付しているという状況です。

頑張り屋さんについては360通、心配性さんには816通、甘えん坊さんには781通、面倒くさがり屋さんには786通となっております。あと3タイプあるんですけれども、レセプトなしの未経験者、健診を行っていらっしやらない方が2,137件ありました。レセプトがあって健診を受けられていない方が3,234件です。それから、前年度に国保に加入された方が622人ということで、全部で7タイプになっております。

1回目のはがきで受診された方については2回目は送りませんので、1回目が8,736通、2回目が7,885通ということになっております。

○1番（高橋信広君）

あと、この勧奨では、電話であったりはがきであったりという形が中心になっている気がしますけど、人によっては、やっぱり訪問までしないとなかなか受診につながらないというところで、ここは極力減らしていく方向というのは分かるのは分かるんですが、相手によってはやっぱりそこまでやらないと、逆にやれば受診につながるということがあるんですが、ここについてはどうのお考えですか。

○健康推進課長（末廣英子君）

お答えいたします。

訪問につきましては、保健師や管理栄養士が行っておるところでございますけれども、レセプト等でハイリスクとみなされた方につきましては訪問を行っておりまして、勧奨人数といたしましては97人となっているところでございます。

○1番（高橋信広君）

いずれにしろ、勧奨の方法、いろんなバリエーションを使いながら、その中のいわゆる訪問というところもしっかりと取り入れながらやっていただければと思っています。

それから、これは健康福祉部長にお聞きしますが、ナッジ理論を活用した未受診者対策というのが、これは株式会社キャンサーキャンというところが厚労省と協力しながら、厚労省の発行で第1回目は多分配られていると思います。私もネットのほうで第1回目、第2回目、第3回目を見ているんですが、第1回目と第3回目はがん受診をどうするか、第2回目は特定健診のことを比較的重視して書いてあったと思います。

このナッジ理論というのは相当前から多分、行動科学の知見から、望ましい行動を取れるように人を後押しするアプローチのことということで、要は肘でこづく、そっと押して動か

すという、自分がちょっとした気持ちで動く、要はやれ、やれ、やってほしい、受診したほうがいいですよという言い方じゃなくて、何気なくちょっと押して自分が積極的に行くような考えと思います。その理論を未受診者対策として、先ほどのキャンサースキャンが考えた理論のようです。

ここを活用しようとしているのか。先ほどの話でちょっと何かされているような気がしましたので、どういう考えか、部長にお聞きします。

○健康福祉部長（坂田智子君）

お答えいたします。

キャンサースキャン、ナッジ理論を利用した勧奨ということで、先ほど課長が説明しましたタイプ別のはがきというのが理論を利用した勧奨でございます。

やはりこれが非常に有効な手だてということで認識をしまして、ここ数年やっておりますので、うちのほうのデータもその業者の支援を受けながら蓄積されていますので、今後また、より有効な手だてになると認識しております。

○1番（高橋信広君）

このナッジ理論を活用した未受診対策というのは、自治体によっては本当に積極的に、いわゆる委託して、そこと一緒に受診率を上げるということ、例えば、新潟では何者かが一緒にやって、具体的にナッジ理論を入れた提案をちゃんと出してくれと、業者選定の中の一つの条件に入れているところもありましたので、今後そういうところまで踏み込んでやるのか、そういうことも御検討いただいて、やっぱり先ほどの受診率の40%の壁、これから60%というのは非常にだんだん厳しくなっていくと思うんですね。そういうところからいったら、特に無関心の方々をどうするかというところが大きな課題と思いますので、何か新たなところを少し取り組まないと、このままいくと40%から45%とか、そういうことで終わるような気がしておりますので、ぜひとも60%を目指してやっていただければと思います。

それから、先ほど健康ポイントのことも言及していただきましたけど、この健康ポイント事業と受診率の関係、要は新たな人がどんどん増えているのか、その辺の傾向値について、データ等があれば教えていただけますか。

○健康推進課長（末廣英子君）

お答えいたします。

令和3年度の国民健康保険加入者の健康ポイントの申請数は1,245件となっており、令和元年度839件から年々増加しているということでございます。

特定健診の受診者数につきましては、資料にございますように令和3年度は4,752人となっております。令和3年度の特定健診の受診者数が4,752人であるのに対し、申請件数が1,245件でございますので、申請率としては26.1%となっておりますのでございます。

理由といたしましては、集団健診の会場では健康ポイントの受付場所を設置いたしまして、会場で受付印をもらえる方がおられまして、健康ポイントの制度を利用されておられるということは分かるんですけども、医療機関で健診を受けておられる方ですとか、通院しているという理由で、毎年の健診が習慣化されていない方は制度そのものを御存じないものと推察されるところでございます。また、健康ポイントという単語を聞いても気にも留めておられない方も多数おられると思われまして。

健康ポイント事業につきましては、受診率向上につながるように、制度そのものを御存じない方にも分かりやすく誘引する工夫や若い世代への情報発信が必要であると考えているところでございます。

ポイントの申請状況について申し上げますと、国民健康保険に加入されていらっしゃる方、平成30年が161人、令和元年が839人、令和2年が1,047人、令和3年が1,245人、令和4年が1,361人となっております。増加している状況でございます。

○1番（高橋信広君）

これについては、ぜひ新しい受診率、今まで受けていない人がここに入ったと、そういう流れになるように、そこを注力していただければと思いますので、ポイントを使ってそうなってほしいなと思っています。

次に、特定健診と保健指導との、この受診率と医療費の関係ですけど、以前から委員会でも何度か申し上げているんですけど、受診率が上がれば医療費が上がるという仮設が国としてもあるんでしょうけど、なかなかそうならないんですね。なっていません。

それは1つは、特定健診というのは糖尿病等の生活習慣病の発症や重症化を抑えるためにということで導入された健診ですよ。ということは、やっぱり生活習慣病に関わる医療費がどういう医療費になっているか。片一方では、特定健診を受けた人と受けていない人の差額は13千円とか14千円と毎年出てくるので、医療費全体としての、いわゆる生活習慣病の医療費、400千円であったら、三四、十二万円ぐらいで済んでいるのか。そこは多分下がっていくはずなんです。そういうところをしっかりと見極めて、こういうことで下がることも含めて特定健診の受診率を上げるという目標を皆さんが持っていただかないと、今やっけてもなかなか医療費が下がらないので、まあいいかということ、何かモチベーションに関わっているような気がしています。

それと同時に、大体3分の1が生活習慣病であれば、その他の3分の2は逆にどうすれば下がるかというところを片一方では御検討いただかないと医療費全体は下がってこないと思っておりますが、このことについてどのような見解か、お答えいただけますか。

○健康推進課長（末廣英子君）

お答えいたします。

まず、医療費における生活習慣病にかかっている医療費のことでございますけれども、国保データベースシステムにより、レセプトの情報から生活習慣病に分類される疾病にかかる医療費というのは集計されるようになっております。

それで、国保データベースシステムのほうから平成30年度から令和3年度までの生活習慣病1人当たりの医療費の推移を抽出いたしまして、過去の保健指導率との比較を確認いたしましたところ、保健指導率が低い年は医療費が高くなり、保健指導率が高い年は医療費が低く抑えられているという状況になっておりました。

令和3年度は保健指導率が91.9%であり、1人当たりの生活習慣病にかかる医療費も過去4年間で一番低くなっておりました。ただし、後期高齢者への早期適応の状況ですとか、今回コロナ禍による外出自粛等もございましたので、その年の生活環境の変化によって通院状況が左右されることも考慮しなければなりませんので、今後の推移については引き続き注視していく必要があると考えておるところでございます。

それから、生活習慣病の医療費を縮減するためには、まず、特定健診やがん検診を受診していただいて、自分の健康状態を御理解いただくことが大事であると考えております。

また、必要に応じて保健師や管理栄養士から保健指導を受けて生活習慣を改善し、生活習慣病のリスクを回避することで健康寿命が延伸され、ひいては医療費の削減にもつながると考えているものでございます。

また、一番医療費が高くなっているのががんということでございまして、がん検診の受診率も上げていかなければならないと思っております。がんの医療費が高い理由としては、がんに対しては高度医療、また、高額な薬剤が使用されることが要因となっておりますので、まず、がん罹患される方の人数を減らしていくというのが重要であると考えているところでございます。

○1番（高橋信広君）

今、生活習慣病にかかる医療費も分かるということでしたので、ぜひこの辺りを私たちにも示していただいて、市民の方にもこうやったら受診率が上がる一つのモチベーションにつながるように訴える材料にもなると思いますので、ぜひよろしくをお願いします。

それから、これは松崎副市長にお聞きしたいんですけど、この特定健診、がん検診の受診率というのを今60%、国のほうは70%という数字も出しています。そこにいくには相当な道のりというか、今の流れでいくとですね。そういうところから、私は被保険者、八女市の保険は国保ですから、この国保の被保険者の皆さんの命と健康を守るという重要な要素があるとともに、国保の持続的な運営がこのままだと非常に厳しくなるなと感じているんですね。

それで、やっぱり医療費をいかに抑えるかということ、我々ができることはそこだと思っておりますが、少なくとも今基金もほぼ枯渇していますし、また値上げをやるのかということ

につながる危惧を持っています。そういうところを含めて、この特定健診受診率をどうするかということはどうお考えなのかお聞きしたいと思いますが、よろしく申し上げます。

○副市長（松崎賢明君）

お答えいたします。

議員おっしゃいますように、まずは市民の皆さん方の健康を守る、これが第1歩目でありまして、そのためには皆さん方のそういった意識を高めていただくことが大変重要かと思えます。

先ほどありましたAIを使った、ポイントで皆さん方に心にとどめていただけるようなお知らせの仕方というのもしっかり自分たちで研究してお伝えしていく必要があると思えます。それによって、先ほどありましたように、医療費が下がれば、おっしゃいますように、国保の運営自体もきちんと回せるようになるというのも間違いない部分でございますので、まずは市民の皆さん方にそこら辺の気持ちを持っていただく。そのインセンティブとして健康ポイントもございますけれども、健康ポイントのために受診されるのではなく、健康を維持するために受診していただく、そういったお気持ちを生み出せるようなアイデアもしっかり考えながら今後進めていく必要があると考えております。

○1番（高橋信広君）

今の国保の問題が引っかかっておるといえるのか、この受診率というのは大きくいろんな絡みがございますので、先ほどのナッジ理論というところも含めて、ぜひ庁内で議論していただいて、できれば本当に早期に60%達成していただくように、達成することでこうなるといふところのシミュレーションをやらないと皆さん動かないと思えますので、そういうことも含めてやっていただくよう、よろしくお願い申し上げます。

次に参ります。

新型コロナウイルスの件ですが、今5類に変わって、情報というのがあまり、当然厚労省、それから、県の情報等も入って、市としてもそこに行き着くようなホームページになっておりますが、かかりつけ医の方がおられる方はかかりつけ医に相談して何とかなるのかなと思えますが、かかりつけ医を持たない方も結構いらっしゃいます。そういう人たちが発熱、どうしたらいいかというときに、病院はいろいろありますけど、なかなか答えていただかないところもあるようなので、もう少し市のほうでも相談窓口があったりとか、相談窓口も今はなくなっていると思えますので、その辺の対応、それをホームページだけじゃなくて、例えば、チラシ等で皆さんにこういうケースはこうしたいと。

御存じかどうか分かりませんが、久留米市は割と分かりやすい流れにしておられました。こういうときにはこうしたらいいですよという流れ、そこを参考にされてもいいと思えますが、いずれにせよ、市民に対しての情報をもう少し明確に示していただけるようお願いし

たいんですけど、いかがでしょうか。

○健康推進課長（末廣英子君）

お答えいたします。

ワクチン接種につきましては、今年度、春接種と秋接種のほうも予定されているところがございますけれども、発熱した場合の連絡先というのが、ホームページに掲載しているところがございますが、県のホームページのほうに遷移するように八女市のほうになっておりまして、慣れていない方ですと必要な情報にたどり着かないということもあると思いますし、発熱されている場合は相談を急がれると思いますので、より分かりやすい表記に見直してまいります。

また、家に携帯電話を持っていらっしゃらない方とかも、高齢の方とかもおられると思いますので、そういった方には広報の各種相談ページに掲載するなどの対応を今後取ってまいりたいと考えているところでございます。

○1番（高橋信広君）

ぜひここについてはもう少し市民の安心・安全というところからも、市のほうでできることは情報発信していただくようによろしくお願い申し上げます。

次に参ります。

ワクチンについては、ワクチンの考え方については、これは個人の自由ということで、誰が進めるとか進めないということじゃないということで認識します。それでよろしいですね、そういうことで割り切るということで。承知しました。

次に、熱中症対策の現状、それから、課題というところですけど、実態についてはなかなか分からないということでした。ただ、熱中症で救急搬送される方はだんだん増えたり、公立でも三十数件、毎年入っている。それから、消防署ではこの前の同僚議員の中で55件でしたかね、そのぐらいの搬送があったりして、重篤化というのは八女市の中ではあまりないようではございますが、全国的には1,500人ぐらい亡くなっております。

そういう中で、今度環境省が気候変動適応法を改正して熱中症対策が強化されるということになっております。その中に、いわゆる避暑施設、例えば、クーリングシェルターといえるような、いろんな方が歩いていて、暑過ぎてちょっと寄るところ、そこでちょっと水を飲んだり、それは公共施設の図書館であったり、そういうところを指定すればいい。

そういうことを全国的にやるようにということで流れがなっているようでございますが、市民部長にお聞きしますけど、このことを御存じだと思いますけど、今後八女市として御検討されていることがあったらお聞きしたいと思いますが、お願いします。

○市民部長（牛島憲治君）

お答えをいたします。

熱中症の対策で、私の所管ということでございますので、直接的にという形では所管ではないんですけれども、今後、当然市民の健康を守っていく、高温の状況が続いていけば、適切な対応をしていただくためにはエアコンであったり、そういったものを活用していただくこととなります。当然そうなっていけばエネルギーを使うわけでございますので、議員御存じのとおり、カーボンニュートラルということで省エネという部分を私どもは所管いたしておりますので、所管課といたしましては、昨年度国のほうの補助金を活用させていただいて、省エネ家電の買換え事業を実施いたしましたけれども、本年度につきましても太陽光の設置事業でございましたり、蓄電池の補助事業でありましたり、民生部門の普及というのを進めてきているところでございます。さらに、そういった部分を環境部門が中心的になって市民のほうにお伝えをしていく、さらには、八女市は広大な森林等々も抱えておりますので、そういった部分でのカーボンニュートラルという部分を市全体的な部分として議論しながら対応等々を進めていくということになるだろうと考えているところでございます。

以上でございます。

○1番（高橋信広君）

今の回答はいま一つ分からなかったんですが、よく熱中症対策として、図書館であったり、例えば、おりなすであったり、その一角にクーリングシェルターを設けてそこで水を提供したりとか、そういう場所を提供することで、観光客の方々、市民の方はもちろんです。避暑地としてそういうところを設定していこうという、これは全国的な話です。

ですから、そこについては本来でしたら、既にやっているところもありますけど、ぜひ来年度に向けて御検討いただければと思っていますので。

所管が違うんですか。所管が違うというのは、それは部長として受けてください。

○総務部長（原 亮一君）

お答えさせていただきます。

議員御指摘の公共施設を避暑といいますか、暑さを避けるための一時的な避難場所といたしますか、そういう活用ができないかということだろうと思いますので、その辺について、私どもが持っている公共施設で市民へ提供できるスペース、その分については内部で検討させていただきますし、その辺の周知についても考えさせていただきたいと思います。

以上でございます。

○1番（高橋信広君）

ぜひお願いします。これは公共施設ばかりじゃなくて、民間のほうは逆に売上げ拡大にもつながる可能性がありますので、そういうところも含めてということになっていると思いますので、ぜひ議論していただければと思います。よろしくお願いします。

それから、次に参ります。

帯状疱疹についてですけど、先ほどの市長答弁の中では、今のところお考えはないようですが、実は助成している自治体は全国でかなり増えております。

この帯状疱疹というのは、昔の水ぼうそうが残っていて、その水ぼうそうに対する免疫力がなくなると発症するというので、大体50歳以上の方が非常に多いということで、症状としてはかなり痛かったり、かゆかったり、それぞれあるらしいんですけど、かなりきついは聞いております。

そういう方々を少しでも助けるようにワクチンというのができましたので、そのワクチンを補助するところが出てきていると、全国に広まっていますが、ちなみに、福岡県でいえば太宰府市と朝倉市が助成しております。それから、12月の福岡県議会の中では、国に対して意見書が提出されております。当然そういう動きの中で、国は国で予算的なことを含めて検討はされていくものとは思いますが、今いろんな苦しんでおられる方を少しでも早く助けようということになりますと、助成金を市としてもやれないかという御意見もございまして、これについて、まず、検討していただくかどうか、市長どうでしょうか、御検討いただけますか。

○市長（三田村統之君）

お答えいたします。

まずはやっぱり国、県の動向を十分注視しながら、参考にして、それを基本として、県等と検討をしながら、また、県内の市町村の状況も、今、議員おっしゃったように、助成をしているところも出てきているようございまして、その点は十分検討をしていきたいと思っております。

○1番（高橋信広君）

ぜひよろしく願いいたします。

それでは、健康寿命の関連についてはこれで終わりたいと思いますが、先ほど言いましたように、八女市は2016年5月15日にスポーツ・健康づくり都市宣言を発出しておりますし、福岡県の中でも全国の中でもやっぱり健康づくりというところについてはリーダー的存在になるように、ぜひ頑張っていただきたいということで、これについては終わります。

次に、ふるさと納税についてですが、ふるさと納税のほうについても資料をちょっと出してありますので、簡単に結構ですので、御説明いただければと思います。

○企画政策課長（隈本興樹君）

令和3年度と比較いたしますと、件数が約17%増、額については約15%の増となっております。この伸びの主な要因といたしましては、1つには、本市で収穫される農産物や蜂蜜、お節、フルーツ定期便、こういった人気の返礼品が順調に伸ばしたことがございます。またそれに加えて、返礼品の協力事業者数と品数、種類でございまして、これが大幅に増えた

ことがございます。

事業者数につきましては、令和3年度末が100事業者でございましたが、令和4年度末には135事業者と、この1年間で新たに35の事業者の方々に参入いただいております。品数についても、令和3年度末は90品目でしたが、令和4年度末は1,500品目となっております。こちらは大変バリエーションが増えたところでございます。これらにつきましては、昨年度返礼品の種別や寄附金額上限等の見直しを行ったことに伴いまして、我々も積極的に八女市内の事業者へお声がけ、また、商品の掘り起こしを行いまして、それに事業者の皆様が応えていただいたと、そういうことが要因になっていると考えております。

また、ポータルサイトの追加、令和4年度に4つのサイトを追加しまして、寄附者への間口を広げたことも寄附額の伸びにつながっていると考えております。

以上でございます。

○1番（高橋信広君）

ポータルサイトの効果はあったようですので、これはこれでいいと思いますが、今度7社ということで、ただ、7社といっても、全国的には36から40ぐらいどうもありそうでございます。そういう中で、どこを選ぶかということと、どう集約するかということは、ぜひ今後流れの中で検討いただければと思います。

それから、返礼品の見直しで高額の、今7,000千円を限度として、それに対するお返しの品物を作っていただいたと。それが約13,000千円ですけど、これは大体どういう内容のものが多いのか、この辺のことが分かれば教えてください。

○企画政策課長（隈本興樹君）

お答えいたします。

この見直しにより、少し高額の伝統工芸品や家具等の取扱いを始めたところでございますが、この事業者としましては、これらの分野の関係、この1,300千円につきましては7事業者でございます。

品物につきましては、具体的に主な例を挙げますと、市内で生産された家具、これはテーブルと椅子のセットものや、ワークデスク等、また、伝統工芸の技術を生かしたスピーカーや仏壇職人さんが造られた神棚などがございます。高額なものでは、一品目の寄附金額が1,000千円、700千円、600千円というものについても、少数でございますが、寄附の実績が上がってきております。一方で、昨年度にこの分野で新たに参入いただいている事業者の中には、まだ寄附の実績がない事業者もございます。

今後こういった事業者の方とは意見交換等を行いながら、商品構成やPR面も含めて、今後の寄附につながるようなアドバイス、助言等も行っていきたいと考えております。

以上でございます。

○1番（高橋信広君）

分かりました。

次の定期便なんですけど、この定期便は全部で約100種類あって、寄附額も全体の約28%ということで私は驚きでありますけど、これはどのような品種構成、例えば、果物がやっぱり中心とは思いますが、この100種類の大ざっぱな、どういう内容で、どういう上位になっているのか、この辺のことが分かれば教えてください。

○企画政策課長（隈本興樹君）

お答えいたします。

現在、八女市では約100種類の定期便があり、大変バリエーションも増えてきております。主なものとしては、フルーツの組合せ、あとはパン、蜂蜜、お茶、地酒等が主なものとなっております。

昨年度の実績で金額的に圧倒的に多いのはフルーツ類でございます、このカテゴリーで約86%、9割弱を占めております。そのほかは、お肉であったり、野菜、米のカテゴリーで11%、蜂蜜等の加工品が1.5%ということになっております。

以上でございます。

○1番（高橋信広君）

この28%はともまだまだ伸びる可能性はあると思いますが、一方では送料が課題になってくると思うんですね。そういう意味では、できるだけグレードアップすることで、そこをカバーしていくと、経費をカバーするという考えでいかないと、50%を常に超えるということになると、ちょっとまた総務省からの指摘があると思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それから次ですが、企業版ふるさと納税、今までないものが昨年初めて、実績としても11社で22,000千円強ありますが、これは企業といってもどこにでもということはないと思うんですけど、大体どういうやり方で、どういう条件設定があるのか、この辺の制約等も含めて、このやり方について、こういうことをやったということがあれば御教示いただければと思います。

○企画政策課長（隈本興樹君）

お答えいたします。

この企業版ふるさと納税は地方創生の活性化を目的とされております。地方公共団体が行う地方創生のプロジェクトに対して、様々な企業から寄附が集まることによって地方への資金の流れを強化する、こういったことが狙いとなっております。

この要件でございますが、まず1点目に、制度上、本社が所在する地方公共団体への寄附は対象外となっております。つまり、八女市外に本社がある企業が対象ということでござい

ます。また、寄附の代償として自治体が企業に経済的利益を供することが禁止されております。具体的には、寄附を理由とした補助金の交付や入札、許認可等での便宜の供与等がこれに当たります。また、ほかの条件としまして、寄附につきましては1回当たり100千円以上となっております。

国が認定しました自治体の地方創生事業に対して企業が寄附を行った場合に、最大で寄附額の9割の法人関係税が軽減される仕組みとなっております。この制度上、ある一定の所得がある企業でないと、利益を出している企業でないと税控除のメリットが受けられませんので、そういったところも要件の一つとなると考えております。

本市では、昨年度から本格的に取組を始めておりますが、昨年度は八女市にゆかりのある企業、具体的には、八女市出身者がオーナーである企業、経営者の方々を中心に、八女市の現状と課題を御説明して、人口減少対策、地方創生事業の取組を紹介しながら寄附をお願いしているところでございます。

以上でございます。

○1番（高橋信広君）

この企業版ふるさと納税については、本当に面白い、やり方次第では拡大していくのかなと思いますが、片一方では、昨年いただいた企業と継続性というところがなかなか厳しいと思うんですね。それと同時に、そういうパイプができたところの、もう少しパイプを太くしながら、八女市にとっては、例えば、雇用につなげるお願いをすとか、そういうことでウィン・ウィンの関係を築くということは可能でしょうか。

○企画政策課長（隈本興樹君）

お答えいたします。

昨年度、相手方の企業の皆様と実際にお話、意見交換する中で、やはり皆様、ふるさとの将来を思うお気持ちが非常に強く、将来に向けた八女市の地域づくりを応援したいということから寄附をいただいております。

議員申されました継続性の期待ということでございますが、私どもとしてはできれば継続をお願いしたいという気持ちがございますが、やはり企業の業績等も非常に関係してまいりますので、毎年というのは厳しい面も出てくるのではないかと考えております。

今後、企業の皆様とお会いする中で、関係性を高めていくには何が必要か等についても意見交換をさせていただきたいと考えております。

いずれにしても、寄附に関して自治体からの利益供与が禁じられておりますので、その点も十分配慮しながら、企業との関係性、また、絆を深めるような取組を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○1番（高橋信広君）

この継続性というのはなかなか難しいということですが、片一方では新しい企業の掘り起こし、これは担当課長、あるいは担当部署だけではなかなか広がりはないと思います。これは様々なチャネル、トップセールスも含めて、あるいは議員もそうですけど、そういう方々を含めて、やっぱり依頼することで、思わぬ企業を御存じと思いますので、そういうところとのパイプができればと思いますので、これは要望としてお願いします。

それから、次のほうに参ります。

今年はどういうことをという中では、着地型という言葉が出ていましたので、これはこれからインバウンドを含めて観光が戻ってくるだろうと。そういう中で、ふるさと納税の中にもお礼の品として、宿泊先のプレゼントの商品をということですよ。そういうところは、過去にはそれなりに申し込まれた実績はございますか。

○企画政策課長（隈本興樹君）

お答えいたします。

着地型の返礼品についてでございますが、観光であったり、本市の来訪につながる取組として、現在も少しずつメニューを増やしております。グリーンピア八女であったり、奥八女の焚火の森キャンプフィールドと星の文化館、NIPPONIA HOTEL八女福島のところでございますが、こういったところの宿泊施設、また、上陽ゴルフ倶楽部ですね、こういったところのプレー券、こういうのも少しずつ出てきております。

今後、観光分野、来訪についても、コロナ明けとなりますので、しっかりこの点を伸ばしていきたいと考えております。

以上でございます。

○1番（高橋信広君）

あと、私のほうから、今年八女茶発祥600年という年でもあります。600年記念商品を、これはお茶ですけど、ぜひ取り上げていただいて、お茶の拡大というところに、このふるさと納税の中にも参入というか、取り組んでいただきたいんですが、これについてのお考えがありましたらお聞かせいただきたいと思います。

○企画政策課長（隈本興樹君）

お答えいたします。

今年発祥600年ということで節目の年で、茶業会の皆さんが一丸となって様々な取組が行われているところでございます。私どももこのふるさと納税制度を活用して、お茶の販売促進、PRをして、特産品であるお茶の振興につなげてまいりたいと考えております。

ふるさと納税につきましては、毎年、協力事業者の研修を行っておりますが、昨年度は非常にお茶関係の参加が多かったように感じております。やはり茶商さん方も、このふるさと

納税を一つのビジネスチャンスと捉えておられると感じております。できれば、茶商さん方の組合の会合等に直接出向きまして、積極的な取組をお願いしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○1番（高橋信広君）

その件、よろしく願いいたします。

最後に市長にお聞きいたします。ふるさと納税の市場は既に1兆円規模にまで成長しております。今後はこの成長率というのは多分鈍化していったって、どこかでは飽和状態になるんじゃないかと思っております。

一方では、このふるさと納税というのは意図的に増額できる数少ない自主財源であって、一定の目標を持って取り組むべき事業と私自身は考えておるんですが、市長はこのふるさと納税に対する位置づけと今後の展開というのをどのように考えておられるか、お聞きしたいと思います。よろしく願いします。

○議長（橋本正敏君）

時間がございませんので、簡潔にお願いいたします。

○市長（三田村統之君）

先ほどから企画政策課長が御答弁申し上げておりますとおりでございまして、私どもとしては、やはり地域の経済の発展も含めて、この問題については最高の力を注いでいかなきゃいかんだろうと。

企業のふるさと納税ですね、実は1者で1,000千円とか2,000千円とかという寄附額をいただいているわけございまして、それは八女市と大変強い関係がある企業でございまして、こういうところにもさらにこれから私どもはそういう人材を求めて、企業を求めて進めていきたいと思っております。

○1番（高橋信広君）

ありがとうございました。このふるさと納税につきましては、自主財源確保という観点、それとともに、八女市のあらゆる産業における新たな顧客の創出や事業拡大につながる重要な取組と認識しております。担当部署を中心に、庁内を挙げてさらなる高みを、目標を持って取り組んでいただくことをお願い申し上げまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（橋本正敏君）

1番高橋信広議員の質問を終わります。

午前11時30分まで休憩します。

午前11時17分 休憩

午前11時30分 再開

○議長（橋本正敏君）

休憩前に引き続き一般質問を再開します。

5番古賀邦彦議員の質問を許します。

○5番（古賀邦彦君）

皆さんこんにちは。5番、日本共産党の古賀邦彦でございます。初質問でございます。このたびの選挙におきまして市民の皆様からの御支持により議会へ送り出させていただきました。心より感謝申し上げます。御期待に応えるべく、精いっぱい頑張っております。今市民の暮らしは長引いたコロナ禍と物価の大幅な高騰により、ますます苦しくなっております。私はそういうときこそ市政には住民に寄り添った施策が求められ、議会にはその内容をチェックし、よりよい提案を示す役割があると考えます。私はそういう立場でこれから4年間誰もが安心して暮らせる八女市のまちづくりに精いっぱい努めてまいります。どうぞよろしくお願いたします。

それでは、さきの通告により一般質問を行います。

まず、1番目は防災・水害対策について質問いたします。

近年、八女市では毎年のように災害が発生しております。私は市民の命を守る防災対策が市政においても最優先に取り組む重要な施策であると考えます。

三田村市長は今年度の施政方針の2つ目に強靱で安全な環境づくりを上げ、近年、集中豪雨や地震が頻発しており、防災・減災対策は極めて重要である、今後も引き続き国、県と連携を図りながら、一日も早い復旧・復興を目指して取組を進めてまいりますと決意を述べられております。

平成24年の九州北部豪雨は広範囲に甚大な被害をもたらしました。一級河川の矢部川は各地で堤防の高さぎりぎりまでの水量となり、内水氾濫による床上・床下浸水が多発し、三河校区の矢原では矢部川堤防本体の決壊寸前に至りました。あの災害から来月で11年となります。私は11年が経過しようとする今、災害からの復旧状況を検証し、水害が残した教訓を生かして次に備える、市民の命を守る防災・減災に努めることが市政の果たすべき重要な役割と考えます。その点から幾つかの点についてお尋ねをいたしますので、執行部の明確な答弁を求めます。

2番目は子育て支援について質問いたします。

総務省の調査によれば、我が国の人口は2004年12月の1億2,784万人をピークに下がり続け、今から7年後の2030年には1億1,522万人、27年後の2050年には9,515万人へ減少するとしております。

人口減少の原因が少子化にあることは論を待ちません。全国の2022年の出生数が77万人、

八女市でも400人を切る状況です。内閣府の調査によれば、少子化の原因の背景の一つとして子育てに対する負担感の増大があるとしております。さらに、理想の子どもの数よりも実際の子どもの数が少ない理由として子育て費用や教育費の負担を挙げる人が最も多く、続いて若い世代では育児の心理的・肉体的負担の重さや子どもの育つ社会環境の問題を挙げる人が多いとしております。

三田村市長は今年度の施政方針の5つ目に安心して暮らせる仕組みづくりを上げ、子育て支援については出生数が80万人を割り込む見通しの中、喫緊の課題である、新たに出産・子育て支援や民間の保育園の整備に対する支援、母子保健事業やファミリーサポートセンター、こども食堂などの支援について引き続き取り組むと決意を述べておられます。

私は子育て支援は様々な角度で、かつ総合的に行政が持つあらゆる資源を総動員して手厚く進めていかなければならないと考えます。学校給食の無償化もその一環であると考えます。この課題はこれまでも議会で取り上げられ、議会挙げて声を上げ、執行部も精力的に検討された結果、昨年度初めて2か月間の給食費の無償化が実現し、関係者、保護者から喜びの声が上がっております。筑後地区はもとより、県内でも先進的な取組となりました。今議会にはさらなる補正予算も計上されております。この上をもう一步踏み込んで学校給食費の無償化に踏み出していただきたいと考えますが、いかがでしょうか。子育てに一生懸命取り組むまち八女、これを大きくアピールしようではありませんか。質問いたします。

あとの内容は質問席にて行いますので、よろしく願いいたします。

○市長（三田村統之君）

5番古賀邦彦議員の一般質問にお答えをいたします。

まず最初に、防災・水害対策についてでございます。

八女市における九州北部豪雨（平成24年）水害状況とその後の取組はどのように進めてきたかという御質問でございます。

平成24年7月に発生した九州北部豪雨により被災を受けた市管理の道路や河川、また、農地・農業用施設、林道施設につきましては、配信しております資料のとおり、1,136か所でございます。

災害発生後、地域の方々の御協力をいただきながら、被害状況の確認とともに、応急対策に努めてまいりました。同年8月には建設経済部内に土木災害復旧室を設け、国や県など関係機関からの協力をいただき、早期復旧に努め、平成29年3月に復旧事業の完了を迎えました。その後、平成30年9月、おりなす八女において国や県など市内外の関係者約600人の参集の下、平成24年7月九州北部豪雨災害復旧事業竣工式を開催いたしました。

次に、今後被害が予想される上妻、三河地区に対する施策はどのように考えているのかという御質問でございます。また、県、国への働きかけについての一括した答弁をさせていた

だきます。

矢部川におきましては、国、県、市と管理区分が分かれており、上妻、三河地区においては県管理区間となっております。県管理区間におきましては、水害軽減のため、土砂堆積箇所へのしゅんせつ工事等の維持管理を行っていただいております。現在、立花町山下地区においては集中的に浸水対策工事を実施していただいております。上妻、三河地区の水害対策としましては、今後も地元要望等を踏まえ、矢部川のしゅんせつ等による河道確保、堤防等の適切な維持管理や治水対策を県に要望、協議してまいります。

子育て支援につきましては、この後、教育長が答弁をいたします。

以上、答弁いたします。

○教育長（橋本吉史君）

5番古賀邦彦議員の一般質問にお答えをいたします。

2、子育て支援について、(1)学校給食の無償化についてのお尋ねです。

昨今の物価高騰の状況下におきまして、学校給食の安定化を図ることで子どもたちの健全な成長を支えることは重要なことであると認識しております。

本市では、令和4年度は食材費の物価高騰相当分10%への補助及び令和5年1月から2か月間の給食費全額の補助を実施いたしました。さらに、本年度においては食材費の物価高騰相当分10%への補助に加え、給食費を一月当たり2千円に抑えるための食材費補助を実施しています。

以上、御答弁申し上げます。

○5番（古賀邦彦君）

まず、防災・水害対策について質問をさせていただきます。

八女市における九州北部豪雨の水害状況及び復旧状況を見ますと、お示しにあった資料のように、一たび大きな災害が起きれば、これだけの被害が発生し、総額で100億円弱の経費、復旧には5年弱の復旧期間を要するということがこの資料から分かります。

次に、今後被害が予想される上妻、三河地区に対する施策はどのように考えているのか、県や国への働きかけについて伺います。

平成24年の九州北部豪雨の際、矢原の堤防が決壊寸前まで行きましたが、間一髪被害を免れました。大事なことはこの教訓をどう生かすかであります。災害から11年、現在、矢部川の堤防は、いわゆる国の管轄の堤防は改修、強化が目に見えて進み、下流域を含め、20年計画で補強工事が着々と進められております。

一方、矢原より上流部のいわゆる福岡県の管轄部分については、一部の地域で川底のしゅんせつ工事は見受けられますが、堤防の補強はおろか、ほとんど何らの対策も進められている様子が見えません。この夏、もしも11年前の規模の雨量をもたらす気候状況になった際ど

うなるのか、矢部川の下流は整備が着々と進んでいるため、今度は前回切れかかった矢原ほか、対策がされていない堤防部分が切れる番ではないか、矢部川沿いに住む住民は大変心配され、雨が續くたびに落ち着かない思いをされております。

そこで、八女市として一体これまでどういうことを国に、県に要望してこられたのか、また、それに対し、どういう回答がされてきたのかをお伺いいたします。

○建設課長（轟 研作君）

お答えをします。

今御指摘がありましたとおり、ちょうど矢原のところで国の管理と県の管理と分かれている矢部川につきましては、明らかに下流部につきましては国の管理におかれまして工事が完了をしております。県の管理部分、堤防については何ら工事が進んでいないという御指摘ですけれども、24年災以降、毎年のように災害が発生をしております。当然それは市の管理におきましても、県の管理におきましても、毎年災害が起きておりました。その災害復旧にどうしてもそちらの工事を優先するというので、今現在、矢部川につきましては当然要望を毎年行っておりますけれども、実際被害に遭われた箇所、地域、特に今は対岸の山下地区に全力を挙げて対策工事を行っていただいている状況でございます。当然災害が発生した箇所を最優先として工事をしていただいておりますが、今御指摘のように、堤防が決壊すれば、甚大な被害が発生するというのは理解をしております。

その中で県のほうにも定期的に堤防の点検等行っていただいております。緊急に対策をする箇所についてはそれぞれで県で対応していただいておりますけれども、今、山下地区に全力を挙げていただいておりますが、ある程度工事の進捗が見えてきております。当然、その工事が完了すれば、次の工事に移っていただきたいと考えておりますので、当然事前に県と協議等を行っておりますけれども、堤防強化については強く県に要望してまいりたいと考えております。

以上です。

○5番（古賀邦彦君）

令和2年の12月議会で松崎議員の質問に対して建設経済部長は、昨今の災害を受け、国も危機感を持ち、矢部川流域プロジェクト会議というのが立ち上がり、国、県、関係自治体と一緒に今後対策を話し合う場が持たれるようになる、国、県と連携しながら、強い河川づくりに努めてまいりたいと回答されております。

そこで、この流域治水プロジェクト会議についてお尋ねをいたします。

これまで何回開催され、その中で八女市として、国、県に対してどういう要望をされ、それにどういう回答があったのかをお尋ねいたします。

○建設課長（轟 研作君）

お答えをいたします。

この流域治水プロジェクト、八女市といたしましては矢部川流域治水協議会及び筑後川の流域治水協議会に加盟をしております。

まず、この流域治水プロジェクトの目的ですけれども、近年、甚大な水害や気候変動による水害の激甚化・頻発化に備え、矢部川流域においてあらゆる関係者が協働して流域全体で水害を軽減させる治水対策、流域治水を計画的に推進するために、この協議会が発足をされております。

この協議会で国、県に要望をするという形ではなくて、各自治体がどういう取組をやっているかという情報共有を行って、自分のまちでも活用できる分については活用していくと。当然課題等も各自治体から上げられております。そういう情報を共有することによって、流域全体で治水対策を行っていききたいという協議会でございます。これは幹事会といたしまして、担当者レベルの会議が1回と、次に、首長レベルの協議会が毎年1回ずつ開催されております。その中で各市町の取組を毎年、昨年はどういうことだったけど、今年はどういうことをやっているとか、そういう情報共有を行っております。

矢部川につきましては、当然下流部の工事はかなり進んで流れがかなりよくなっておりますけれども、八女県土の対応としましては、日向神ダムがございますけれども、大雨が降る前に事前放流を行い、大雨時に水かさを事前に少しでも減らすような対策を取られております。そういったハード面だけではなくて、そういうソフト面、事前に何かできる対策というのを各自治体取り組んでいる状況でございます。

以上でございます。

○5番（古賀邦彦君）

先ほど来から私はどういことを国や県に要望したんですか、そして、それに対してどうい回答があったんですかというを繰り返し聞いておりますが、何か明確な回答が返ってこない思いをしております。

この流域治水プロジェクトというのができましたということだったものですから、私もどういものかということ調べてみました。これは筑後川河川事務所のホームページにアップされているんですね。これまで4回開かれておるようでございますが、先ほどの御説明によれば、各首長会議も年に1回あっているということでございますけど、ここの中で八女市からの発言が1か所もないんですよ。これはどういことでしょうか。先ほど課長が言われたように、情報交換の場であるというのは分かりますよ。分かるけど、見てみたんですね。そしたら、令和2年度の2回目、首長さんたちが集まれた協議会のようですけど、日田市原田市長はこうおっしゃっています。管理者が異なるため、事業の進捗管理が難しい、国が主導権を持って流域全体での調整を進めていただきたい、こういう声が出ています。うき

は市の高木市長は、引き続き国土交通省には筑後川の早期の築堤、土砂しゅんせつをお願いしたいと、この協議会の場で言われているんですよ。これに対して筑後川河川事務所の松木所長は次のようにおっしゃっています。持続的な維持管理のための地元での工夫、財政的な工夫についても考えていく、協議会にとどまらず、現地を見て地元とより詳しい意見交換ができればよいと考える、松木所長はこのように答えてあるんですね。

なぜ八女市からの発言が議事録に全くないのか。私は理解に苦しみます。逆に発言がないということは矢部川には何の問題もないということなんですか。流域治水プロジェクト会議というのは、私もずっと見ましたが、流域治水対策についての大事な共通の必要な要望をその場で出せる貴重な場になっております。国や県に直接物を言える貴重な場を無にしていると思いませんか、いかがでしょうか。

○建設課長（轟 研作君）

お答えをします。

実際、流域治水プロジェクトでの発言の記録は残っておりませんが、毎年、梅雨前に筑後川河川事務所長は八女市にお越しいただきまして、もちろん市長も同席しております、その中で八女市自体の要望を個別に行わせていただいております。

以上でございます。

○5番（古賀邦彦君）

そのことは打合せの段階でも課長のほうから聞いております。非常に大事な場だと思えます。ただ、私が言いたいのは、この流域治水プロジェクト会議、これはホームページでアップされているんですよ、議事録まで全て、その中で八女市が一言も発言をしていないということがいかなものかと。本当に市民の命のことを考えていただいているのかと思うわけです。八女市の取組を示す場、国や県に言うべきことはきちんと行って、こういう姿勢で臨んでもらわなければ困るわけです。私はこれまで地域の方から、風よりも雨が心配、矢部川の護岸補修を一刻も早く進めてほしい、毎年、毎年気が気でならんという声をしっかりと聞かせていただきました。地域の方は洪水は後ろから来るとも言われます。通常であれば、降った雨は川に掘った穴に流れていきます。しかし、川が増水するので、降った雨が川に流れず逆流して内水氾濫を起こす。ある地元の元民生委員の方に伺いますと、大雨のたびに、まず、自宅のテーブルの上に畳を上げる、次に、自動車は高いところに移動する、そして、おにぎりを握って避難所へ行く、体の弱い人、高齢者は逃げ遅れるのを心配して早めにホテルに避難する、このような状況があるわけです。このような住民がおられることを御存じでしょうか。いかがでしょうか。

○建設課長（轟 研作君）

お答えをします。

当然、八女市内におきましてそういう浸水被害であったりとか数多く発生しているのは十分承知をしているところでございます。

その中で、県、国にお願いするだけではなく、市としても、河川というのは下流から工事をしないと意味がございませんけれども、どうしても上流に位置する八女市としましても何らかの対策を行いたいということで、そういう浸水対策をするところにつきましては調節池といまして河川の水位が上がったときに一時的に水をためる施設を造っております。当然、県におかれましては花宗川の2か所目を今工事をやっただけで済ませている状況でございます。当然、市の工事におきまして、今までは道路の予算が大部分を占めておりましたけど、昨今のこういう気象状況を踏まえて今は河川のほうに重きを置いている状況でございます。

以上です。

○5番（古賀邦彦君）

この問題は松崎議員が何度も議会で取り上げ、県や国への要望を含め、その対策を求めてきましたが、八女市として地域住民の声をどのように把握されているのかという点でお尋ねをしたわけです。

本来であれば、不安の声を上げている住民のほうへ行政側から足を運び、要望を聞き、不安解消に努めるのが私は行政の役割ではないかと考えます。地域から要望がなければ、声を聞きに行くことはしない、そういうわけじゃないと思います。矢部川の直接の管理者は、国、県に分けられており、直接、八女市の管理ではありません。しかし、矢部川沿いに住んでいるのは八女市の住民です。八女市の住民の命を守ることは行政の責務ではないでしょうか。住民の声を聞き、住民の不安な思いに寄り添い、その不安解消のために最善の取組を進める、これが行政の仕事ではないでしょうか。いかがでしょうか。

○市長（三田村統之君）

議員おっしゃるように、八女市は災害の発生危険率が非常に高い状況でございます。平成24年の4月14日の災害、私も議員おっしゃる場所に災害時のときに参りました。道路の外側ののりのところまで崩壊しておりました、もうあと一歩というところまで。例えば、もしこれが崩壊することになれば、矢原はもとより、筑後の溝口、筑後一円まで被害を被る状況になるだろうということを思っております。

もともと従来からこの矢部川の護岸の強度を高めなきゃならないという思いはずっとございました。ところが、御承知のように、内側ののりの部分ですね、道路は内側には広げられない、擁壁も造れない、御覧いただいたと思いますが、外側は直角に近いのりになっております。したがって、ここは道路を改良して道路を広げて、そして、擁壁に代わるような道路にしたいという考えを私は持っておりましたけれども、現実的に非常に難しい面がございます。県とももちろん協議をしております。しかしながら、なかなかできないというのが今日

の状況でございます。

またもう一つ、その協議会の件で八女市は発言がないということでございます。しかし、県に対する協議会、ここで要望を出しても何の効果も出てこないというのが私の感触なんです。道路とか河川とか、そういうものは議員とか、もちろん国会議員もそうですけれども、そういう道路に関する団体の議員等に要望をしないと、現実的にはできません。したがって、その協議会を無視するわけじゃございませんけれども、それはそれなりに意味があると思いますけれども、八女市が発言がなかったというのは別にこの矢部川の河川に関心がないから言わなかったわけではございません。私個人も首長としてあらゆるところに、要所、要所に要望をしております。ですから、決して矢部川がこのまま放置されるということにならないように、これからも努力をしていきたいと思っております。

それともう一つ、河川の災害については、今、山ノ井川の改修の交渉をやっています。しかし、山ノ井川は矢部川水系ではなくて筑後川水系になります。したがって、どうしても河川の改修というのは下流からやってくるというのが基本になっているんですね。だから、久留米市で被害を受けている、あるいは筑後市で改良しなきゃいかん、そういうことになってきます。要するに順序が下流からになるんですね。被害を受けた下流からやってこなきゃいかん。多額の資金があればできますけれども。

それで、山ノ井川の問題も、二、三か所当然でございます。しかし、それは私どもがこれだけはしてほしいという要望をしてそれはしてもらっています。しかし、大々的な改修工事というのはなかなかできないというのが現状でございます。この平成24年の災害で私たちはある意味で大変な経験をさせていただきました。矢部川の河川の問題だけではなく、八女市には山ノ井川、花宗川、中ノ井川がございます。こういう河川の改修、強度化を進めていかなければならないと思っております。現場に八女市の職員が行かないということはありません。毎月1回、行政区の代表者会議をやっております。私どもは部長以上、必要であれば課長も出席をして、毎月1回。そこに要望、御意見があれば、いろいろ御意見を聞かせていただく。問題があるところについては行政区長を窓口にするということを原則にしておりますので、今後災害の問題を御心配いただくことは非常にありがたく思っているわけですが、しかし、そういう面で私どもは県と国に対して様々な要望を出しておりますので、議員の関係におかれましてはどうか御協力をいただくようによろしくお願い申し上げたいと思っております。災害対策はしっかり取り組んでまいりますので、よろしくお願い申し上げます。

○5番（古賀邦彦君）

事は市民の命のかかった問題でございます。私どもも最大限の協力をするのはやぶさかではございません、もちろんでございます。今の市長の御答弁を聞きますと、市長の弱気というか、そういう一面も見え隠れしましたがけれども、市民の代表としてしっかりと市民の声

を国、県に力強く発信していただきたいと思えます。

私たちが、昨年末、市政のアンケートというものを取りまして、いろんな市民の方からの要望を伺いました。やはりこの中にも矢部川沿いの方から堤防の補強を求める強い声が出されております。これは今年の2月13日に三田村市長へ要望書ということでこの項目も含めた要望を出させていただいております。

ただ、私どもも市長に出すだけではなくて、本丸は県ですから、県がどのようにこのことを考えておるのかということ私ども独自でアタックをしてみました。翌日、2月14日でしたけれども、八女県土整備事務所のほうに出向きまして、織田河川課長にお会いし、お話をしたんですけれども、織田河川課長は、まずは北山の山下地区工事に全力で取り組んでおる、今年の梅雨前には工事終了を予定している、毎年浸水被害が出ているところから優先的に対応しておる、それが落ち着いたら堤防の補強に入れるかもしれないというふうなことでございました。

これまで地元も含め、あらゆる角度で要望はされておりますけど、ここで明らかになったのは矢部川沿いの住民が要望している堤防の補強工事は現時点では計画が何もないということがその時点で明らかになったわけです。堤防の補強のことについてなんですけれども、いわゆる堤防の強度の問題については市としてはどのようにお考えになっておられるでしょうか。

○建設課長（轟 研作君）

お答えをします。

先ほども答弁いたしましたけれども、県におかれましては堤防について定期的な点検を行っていただいております。その中で堤防が軟弱な箇所、対策が必要な箇所については情報共有を行わせていただいております。

以上です。

○5番（古賀邦彦君）

堤防のいわゆる安全性ですね、強度の問題。これについては八女市独自の調査検証は何かなされたのでしょうか。どうぞ、お聞きします。

○建設課長（轟 研作君）

県の管理区分のところについてのそういう調査であつたりにつきましては一切行っておりません。

○5番（古賀邦彦君）

県が堤防補強の必要はない、部分的な補修で事済むという考え方なんだろうと思うんですけれども、八女市としてはいわゆるその考えをうのみするでなく、独自でも強度の調査とかを行って検証するといいますかね、これは必要ではないかなと、もちろん管理区分が違い

ますので、そう簡単にいくことではないと思うんですけど、それぐらいやらないといけない事柄ではないかと私は思うわけです。極端な話を申し上げますと、福岡県がそう言うから堤防の補強は必要ないということはあまりにもいかなものかと思うわけです。

先ほど御紹介いたしたように、福岡県に聞きに行きましたら、堤防の補強についての考えはないということでしたので、これは県に言うよりも国、直接一級河川の管理というのは本来国が行うべきものでありますので、国としてこのことをどう捉えているかということも聞く必要があると私ども考えまして、そういう県の聞き取りの内容と国がどう考えているのか辺り、また、地域の要望はどういうものがあるのかということ把握するために、4月9日に酒井田の公民館のほうで関係地域の方々に寄っていただいて協議の場、話合いの場を持たせていただきました。そこに我が党の衆議院議員田村貴昭議員、この議員は衆議院の災害対策特別委員会の委員でもあります。この議員に来ていただいて懇談の場を持ったわけですが、この懇談に先立って田村議員のほうは国土交通省の担当者と少し話をしております。4月7日に2点について確認をしておるんですけども、国の担当者は、これはあくまでも実施主体は県ですということを前提にした上でありますけれども、まず、立花町の北山の山下地区の工事が終われば、次は柳瀬に入りたいと国交省の担当は言われた。そして、福岡県が作成している矢部川水系河川整備計画に堤防の安全性確保という場面がありまして、洪水における浸透や浸食などに対する安全性の検討の結果、安全度が不足している箇所は対策を実施するとありますけれども、国としては、その地域、つまり、柳瀬はそれに該当すると回答をされております。この国土交通省の認識は極めて重要なことだと考えております。

先ほどから指摘しておりますように、矢部川の堤防の強度については直接の管理者である福岡県は全面補強の考えはないと、今計画はないと。しかし、国は堤防の安全性確保を必要とする箇所に該当すると言っておりまして、国と県との考え方が異なっております。

ちょっと話が長くなりますが、先ほどの4月9日の地域懇談会の後に、先ほどの田村議員が聞き取りをしました国土交通省の見解について福岡県としてはどう考えているのかということきちんと聞く必要があるということで、我が党の県議会議員の立川由美議員を通じて福岡県の考えも聞いてきております。これによりますと、1つ目、本年6月末とした山下地区の工事が遅れている、今の時点でいつ終了するか分からない。ただ、国土交通省が言った、この工事が終われば次は柳瀬に入るといっているのは言い切れません、問題の箇所はほかにもあるということです。ただ、2つ目、矢部川水系の河川整備計画にある堤防の安全性確保を要する場所としてはこの柳瀬は認識をしておりますということを、この中で県は明らかにしております。

先ほど御紹介したように、国土交通省は山下地区が終わったら柳瀬に入りますと言われたので、福岡県にもそうしますと言ってもらえばよかったわけですがけれども、実際はそうは

なっておりません。福岡県には地域住民の声が十分に届いていないということが明らかになったのではないかと思います。

先ほどの執行部の答弁で、矢部川の堤防強化は県のほうがその必要はないと言っておるということでしたが、今御紹介したように、私どもが4月中旬に県議を通じて確認をしたところ、その安全性確保を要する場所だと県が言っているわけですね。どうも福岡県が考える矢部川の堤防強化の必要性と八女市が確認している内容と、それから、私たちが確認した内容と、大きく違っているという状況がありますけど、これはどのようにお考えになられるでしょうか。

○建設課長（轟 研作君）

お答えします。

堤防強化が必要ないという意味で発言したものではありません。情報共有を行っているとして申し上げます。

その中で、今、県が言われたのが山下に全力を挙げてもらっている。当然、八女市としましても、何年も被災に遭われている箇所なので、そちらを最優先でお願いしますという要望はいたしております。当然、その中で、先ほども言いますように、河川というのは下流から工事をやるべきものと。ちょうど国の管理までは終わっている。当然次はやはりそういう柳瀬地区の堤防強化を行っていただきたいという思いはもちろんございます。ただ、県としましても、毎年災害が起きているので、災害が起きた場合に、やると言ってやれなかったではまた地域の皆様に大変不満を持たれるということではっきりした回答がないものかと考えておりますけれども、当然、県の事業主体に対しましては、市としても下流から堤防強化をお願いしたいと考えておりますので、そこにつきましては今後も強く県に要望してまいりたいと考えております。

○5番（古賀邦彦君）

国も福岡県も柳瀬付近の堤防は安全性確保を要する場所と認めております。その上で国は山下地区の工事の次は柳瀬に入りたいとしております。ということは、福岡県に対し、次は柳瀬に入ってもらようよう要請を行う、そこに力を集中することが今一番大事ではないかと考えるわけです。そのために、福岡県、国への働きかけをこれまで以上に急いで強める必要があると考えております。

私は行政側を一方的に追及しているわけではございません。執行部は執行部として、また、地域は地域として、それぞれが役割と責任を果たしていかなければならないと申し上げておるわけです。この点では松崎副市長に県とのパイプを存分に果たしていただきたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○副市長（松崎賢明君）

お答えいたします。

先ほど建設課長が答弁させていただいたとおり、必要な部分についてはどのセクションにおいても、国、県にしっかり要望していくというのは変わらないスタンスでございますので、しっかり努めてまいりたいと思います。

○5番（古賀邦彦君）

八女市民の命を守るために、行政は行政として、地域住民の皆様にも力を出してもらい、福岡県、国に要請、陳情を進めてもらう、さらに政治の力も必要だと思います。県政や国政への働きかけを関係者の皆様と共に進める、この三位一体といいますか、三者がスクラムを組んで取り組んで初めて事態を打開することにつながると私は考えております。

最後に、市長にお考えを伺いたいと思います。

○市長（三田村統之君）

矢部川の改修については私のほうからも国土交通省に確認を取りたいと思っております。要請も当然しながら考え方を確認して、今、議員おっしゃいましたけど、私どもも確認をさせていただいて、それと、県の問題も県の考え方も確認して、もし議員おっしゃるように、双方の意見が全然違うと、国と県がですね、そういうことになれば、それはおかしいわけで、何か行政上の支障があるのかなということをやや疑わざるを得ないということ。財政的な問題も一番ありますし、課長が申し上げたように、災害はいつ発生するか分からない。発生して、その発生した災害を早急にやらなきゃいかん部分が出てきますよね。そうすると予算措置が当然必要になりますから、その辺りもいろんなことを考えながら、やるとかやらないとかというのは明確になかなか言えないという状況にもあるんじゃないかなと思っております。

この問題は、国、それから、県に私が話をしてみたいと思っております。

○5番（古賀邦彦君）

ぜひともよろしくお願ひしたいと思います。何とか事態を打開したいと考えておりますので、どうぞよろしくお願ひをいたします。

なお、この問題は、進捗状況を含め、今後も機会あるごとにお尋ねをしたいと思っておりますので、併せてよろしくお願ひをいたします。

次に、学校給食費の無償化についてでございます。子育て支援について、とりわけ学校給食費の無償化としております。

厚生労働省が5月23日に発表した2022年度の毎月勤労統計調査によりますと、実質の賃金が1.8%減という報告がされております。また、帝国データバンクの調査によれば、この6月から食品の値上げが3,575品目、今年の食品値上げは2万5,106品目で、早くも昨年の水準にこの6月で肩を並べるという状況でございます。また、今年4月の全国消費者物価指数、これは生鮮食品を除く食料が前年同月比で9%の上昇と、約47年ぶりの高い伸びとなっております。

ります。

そういう状況から考えますと、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用しての学校給食費の保護者負担の軽減の対応はまさに的を射た対応であると考えております。さらに、今回は当初予算に加え、今議会に補正予算も計上されております。今回の予算に込められた思いを教育長にお尋ねいたします。

○教育長（橋本吉史君）

お答えをいたします。

先ほどの答弁の中でもありましたように、昨年度が10%の物価高騰分を計上させていただきました。社会の情勢を鑑みながら、今年の1月から2か月間、全額補助とさせていただきました。こういったことに関しましては、その補助金というのがありましたので、それを活用させていただいて、そういう取組をさせていただきました。

また、本年度当初予算では、7月までの保護者2千円負担という施策と、それともう一つは、昨年度に引き続き物価高騰10%分の1年間分の補助というのを当初予算で上げさせていただきましたけれども、これが大体60,000千円ぐらいでしたでしょうか。今度また引き続き8月以降も保護者負担を2千円にするということでおよそ70,000千円強。本年度合わせて140,000千円ぐらいの予算を組んでいただきました。とてもありがたい。学校は子どもの学習権を保障するとともに、もう一つは生存権の保障といえますか、給食というのは子どもの成長にとってとても大事なものだろうと思っています。ですので、そういった意味で取組をさせていただくということだと思っています。

○5番（古賀邦彦君）

筑後地区の中でも群を抜いて手厚い施策をされておると私も考えております。

5月18日の西日本新聞に県内の3つの自治体が給食無償化に踏み切ったという報道がなされております。人口4万人の中間市、人口5,140人の大任町、人口1万7,000人の築上町でございませう。大任町は道の駅からの寄附金、築上町は防衛省からの補助金、それから、中間市は地方交付税の臨時経済対策費というもので賄うということでございまして、そのほかにも直方市、福智町、赤村など7市町村がこの無償化を検討中であるという報道がなされております。ただ、西日本新聞はこの無償化の財源の多くが新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金頼みであると、5類移行に伴って政府は縮小や廃止を含めた大幅な見直し、調整に入っており、市町村単独で無償化を継続させられるかは不透明な情勢だと。

まずは今年度の予算ということで当然分かるわけですがけれども、新聞報道にもありますように、来年度以降どういう対応になるのかというのが非常に難しい状況かと思っております。

だから、私としては本当の給食の費用軽減、負担軽減、あるいは無償化ということをお考えた場合に、本当の勝負は来年度というものじゃないかと思っております。ただ、八女市も厳

しい財政事情にあることも理解をしております。ただ、少子化対策、子育て支援の重要な柱としての学校給食費の軽減、無償化に取り組んでいただきたいと思いますけれども、いかがでございましょうか。

○学校教育課長（栗山哲也君）

お答えいたします。

古賀議員おっしゃるように、学校給食の無償化について八女市としましては最大限の努力をして、今、教育長申し上げましたように、140,000千円という補助をさせていただいております。

来年度以降につきましてはまたこれから検討するということになりますけれども、一つ、御存じのとおり、国の子ども未来戦略会議のほうで方針が出されておりますけれども、こちらにつきましては学校給食の無償化についての文書が出ております。そちらによりますと、国が今地方自治体のいろんな支援とか学校給食の実態を調査するということになっています。こちらの結果を基に国としてもいろんな課題の整理といったことに取り組んだ後に具体的な何か方策を取りたいということが示されておりますので、国としてもいろんな動きをしていただいているということ、それから、市としましては、全国の市長会とか教育長会、そんなところを通じていろんな財源の支援をしていただきたいと思いますという思いを届けておりますので、今後ともそういう支援については努めてまいりたいと思っております。

以上です。

○5番（古賀邦彦君）

学校給食は戦後の日本の貧しかった時代から保護者の低所得と子どもの貧困が広がる今も子どもの健康と命を守る大切な役割を担っております。我が国では給食を教育の一環に組み込んでおります。したがって、給食の所管は文部科学省となっております。学校給食法では給食は教育の一環と位置づけ、憲法第26条では義務教育は無償としております。本来は国がすべき施策であり、教科書代が無償であるのと同じく、給食費も全額公費で負担するべきだと考えております。学校給食はとても大切です。子どもの新陳代謝は激しく、細胞は毎日入れ替わっております。子どもたちが食べた物が血となり肉となり体を作るもととなります。未来をつくる子どもたちが食べる物に真っ先に予算を使い、安全な食材が提供されるのは憲法で保障された子どもの権利だと考えます。

学校給食の実施に必要な経費の負担についてですけど、学校給食法第11条及び同法施行令第2条にそのことが規定されていると思っておりますけれども、具体的にどのような内容か御紹介いただけますでしょうか。

○学校教育課長（栗山哲也君）

御説明いたします。

学校給食法第11条によりますと、学校給食に係ります施設の整備であつたりとか給食を作る調理の人件費といひますかね、そういったものにつきましては自治体のほうで負担すること。それから、その第2項によりますと、それ以外のいわゆる給食を作る食材費の経費については保護者負担ということになっているということ認識しております。

以上です。

○5番（古賀邦彦君）

御説明のとおりです。ただ、特に第2項の規定ですね、つまり、保護者の負担ということについてですけれども、これは保護者の負担を軽減するために設置者が学校給食費を予算に計上し保護者に補助することを禁止した趣旨ではございません。調べてみますと、1951年3月19日の参議院の文部委員会において、我が党の岩間正男参議院議員が憲法に規定されている義務教育の無償というものをどの程度まで考えているのかと質問したのに対して、辻田力政府委員は、現在は無料は授業料ですが、そのほか教科書、学用品、学校給食費、なお、できれば交通費と考えておりますと答弁をしております。つまり、政府は72年前に給食費の無料化を答弁しているわけです。さらに2018年12月6日、参議院の文教科学委員会で我が党の吉良よし子参議院議員の質問に対して、当時の柴山昌彦文部科学大臣は、学校給食法第11条の規定は1954年の文部事務次官通達のとおり、給食費の一部補助を禁止する意図がないこと、さらに、地方自治体がその判断によって全額補助することを否定するものではないと答弁をしております。

つまり、学校給食法は学校給食を無償化しない理由にはならないということが明らかになっておるわけです。そもそも国の最高法規である憲法第26条2項で義務教育はこれを無償とすると規定をしております。質問の冒頭で述べましたが、子育て支援は様々な角度でかつ総合的に行政が持つあらゆる資源を総動員して手厚く進めていかなければならないと考えております。学校給食の無償化もその一環であると考えます。家計に関わる消費者物価指数が比較可能な1970年度以降最も高い水準となる中、社会全体で子育てを応援する視点で八女市において学校給食費の無償化に踏み込んでいただきたいと考えますけれども、いかがでしょうか。

○学校教育課長（栗山哲也君）

先ほどの答弁の繰り返しになりますけれども、今後子育て支援策というのは市全体で考えることですので、あらゆる面で教育委員会としまして支援を今いただいている状況でございます。市長部局等々と様々な検討をしていきたいということで考えております。

○5番（古賀邦彦君）

学校給食の無償化は大きな子育て支援策の一つであると考えております。私は来年度へ向けて子育て支援のさらなる充実という観点で学校給食費の無償化にぜひ踏み込んでいただき

たいと思います。この課題は八女市の未来がかかった課題と言っても過言ではないと考えております。さらに、関係者の皆様にもぜひとも声を上げていただき、その実現を見たいと考えております。

なお、この問題は、進捗状況を含め、今後も機会あるごとにお尋ねをしてみたいと思いますので、併せてよろしくお願ひいたします。

以上で私の質問を終わります。

○議長（橋本正敏君）

5番古賀邦彦議員の質問を終わります。

13時40分まで休憩します。

午後0時40分 休憩

午後1時40分 再開

○議長（橋本正敏君）

休憩前に引き続き一般質問を再開します。

4番水町典子議員の質問を許します。

○4番（水町典子君）

皆様こんにちは。公明党の水町典子でございます。本年4月の八女市議会議員選挙におきまして初当選をさせていただき、御支援を賜りました市民の皆様へ、この場をお借りして心から御礼を申し上げます。皆様の御期待にお応えできるよう精いっぱい努め、八女の発展に尽力することをお誓ひいたします。

中継を御覧の皆様、傍聴席にお越しいただいた皆様、大変にありがとうございます。本定例会最後の一般質問となります。最後までどうぞよろしくお願い申し上げます。

まずは、八女市における子育て支援策の今後より一層の充実を願い、高校生世代18歳までの医療費助成についてと男性市職員の育休取得状況及び今後の取組についての2点。また、病影の影響や加齢に伴い使用された尿漏れパッドを処分される際の男性用トイレへのサニタリーボックスの設置、拡充についての、合わせて3点を質問いたします。

なお、育休取得については、本定例会にて同僚議員からも同様の質問があり、重複していることは承知をしておりますが、これらの質問は全て市民の皆様からお寄せいただいた貴重な御意見に基づくものでございますので、可能な限り丁寧な答弁を求めたいと思います。

これより先は質問席から質問を行います。よろしくお願ひいたします。

○市長（三田村統之君）

4番水町典子議員の一般質問にお答えをいたします。

子育て支援についてでございます。

まず、高校生までの医療費助成についての八女市の考えはという御質問でございます。

現在の八女市における子ども医療制度は中学生までを対象に実施しており、県の制度に加えて、所得制限の撤廃や入院、外来の際の自己負担額軽減といった市独自の助成を行っております。

子ども医療制度は、子育て世帯の経済的負担軽減を図る観点から、それぞれの自治体が独自の制度設計に基づき助成を行っておりますが、八女市といたしましては、国の少子化対策として議論されていることも未来戦略方針等に注視したいと考えております。

次に、八女市における男性市職員の育休取得状況及び今後の取組についてでございます。

仕事と家庭の両立支援や女性活躍推進の観点からも、男性が積極的に育児に携わることは重要であり、男性職員の育児休業などの取得促進に努めているところでございます。

近年における出産補助休暇につきましては、おおむね取得できていますが、令和4年度の男性職員の育児休業の取得割合は14.3%にとどまっております。

育児休業を取得しやすい環境を整備するとともに、職員の意識啓発に取り組んでまいります。

次に、男性用トイレへのサンタリーボックスの設置・拡充についてでございます。

八女市内の民間施設に向けた設置推進、拡充への取組についてでございます。

男性用トイレのサンタリーボックスにつきましては、前立腺がんや加齢により尿漏れパッドを使用している方にも安心してトイレを御利用いただけるよう、市役所本庁や支所などの各施設において設置が完了しているところでございます。

病気や高齢の方が気兼ねなく外出することのできる環境づくりの取組の一つとして、八女市内の事業者様にも広く認知され、御賛同いただけるよう情報発信を行ってまいります。

以上、御答弁申し上げます。

○4番（水町典子君）

まずは、高校生世代18歳までの医療費助成についてでございます。

子ども医療制度とは、皆様も御存じのとおり、子どもが医療機関を受診した際、医療費の一部が公費で負担される制度で、先ほどの市長の答弁にもありましたとおり、八女市では現在、中学生までが対象となっております。内訳として、乳幼児から小学校就学前までは入院、通院、調剤の全費用を、また、小学生、中学生は入院とその調剤の全費用及び通院の場合のみ、1か月間で1医療機関ごとに1,200円までは自己負担となりますが、それを超える分とその調剤の全費用が、それぞれ公費で負担をされています。

そこで、まず御質問いたします。八女市の子ども医療制度の目的は、子どもの保健の向上や子育て家庭への支援の充実を図ることであると市のホームページにも明記をされ、先ほど市長からも、子育て世帯の経済的負担軽減を図る観点から実施をしているとの答弁がございましたが、これらの助成について、物価高など、昨今の社会情勢の中、子育て家庭への支援

として十分な助成であると思われましてでしょうか。

○子育て支援課長（末崎 聡君）

お答えをいたします。

まず、厚生労働省になりますけれども、厚生労働省が全国調査を毎年行っている医療費の推移の中で、20歳未満の医療費の推計では、ゼロ歳から4歳までの医療費が最も高額ということになっております。また、15歳から19歳までの医療費についてが20歳までの中では最も少額であるということになっております。

子育てをされている世帯で、子どもが成長していく過程の中で経済的負担がどの年代層で大きくなるのか、そういったものを見据えながら、どのタイミングで手厚い助成をしていくのかということを考えているところでございます。そういった子育て世帯のニーズもきちんと把握をした上で、この医療制度についても、市独自の上乘せ部分については適切な支援をしていきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○4番（水町典子君）

高校生世代になると子育てに様々な費用がかかり、家計にかなり直接的に大きな影響を及ぼしてまいります。多くの皆様が進学をされる中、具体的には、例えば、通学にかかる定期券代や、バイク通学などになった場合はバイクそのもの、そのガソリン代、部活動の道具代や遠征の費用、塾などの習い事も大変高額となってまいります。さらには、子ども自身の交際費などもかかってまいります。

そのような中であって、もし医療が必要なときに医療費の助成が受けられないことで受診控えにつながるようなことがあっては、真に子育て支援が充実しているとは言い難いと考え、このような観点からも、ぜひ高校生世代18歳までの医療費助成の拡充を求めたいと思っておりますが、先ほどの答弁とも重複するかもしれませんが、市のお考えをお聞かせ願いたいと思っております。

○子育て支援課長（末崎 聡君）

まず、前提となりますこの子ども医療制度でございますけれども、これは県の公費医療制度として実施をされているものでございまして、それに、先ほど御説明したように、それぞれの自治体が自己負担分を独自に上乘せする形で助成をしているものでございます。

本来、公費医療制度であれば、どこの市町村に住んでいても同じ給付を受けるということが望ましいと考えております。特に、議員おっしゃいました助成の対象となる年齢枠につきましては、やはりまずはこの制度として確立をすることが必要ではないかなと考えております。そういった意味でいいますと、県のこの制度の対象枠拡大について、今後県がどのように考えているのかまず確認をして、必要なものについては市として要望していきたいと考え

ております。

以上でございます。

○4番（水町典子君）

分かりました。

我々公明党は子どもの幸せを最優先する社会を目指し、昨年11月に子育て応援トータルプランを発表。子ども・子育て支援の強化に向け政府に提言をし、それらをたたき台に骨太の方針として国で議論が進む中、先日、岸田総理の会見にもございました子ども未来戦略方針へとつながってまいりました。公明党は、子ども医療費の助成をする自治体に、言わばペナルティーと言われてきましたけれども、そのようにして課されてきた国民健康保険の減額調整措置、こちらについてもかねてから撤廃するよう訴えてまいりましたが、このほどようやく撤廃される方向で議論が開始され始めたと聞いております。

また、福岡県内各市町村の子ども医療制度を御紹介いたします。

先ほどの答弁にもございましたけれども、どこに住んでいても同じような給付を受けられたらというところで、参考までに御紹介をいたしますと、北九州市では高校生世代18歳までの助成が既に実施をされておりますほか、嘉麻市、芦屋町、水巻町、赤村、こちらでは高校生世代18歳までの医療費の全額を公費で負担されております。また、お隣の広川町をはじめとする複数の自治体でも、中学生までの全額公費負担のほか、八女市のお隣のみやま市でも、本年10月より高校生世代18歳までの医療費の助成——これは助成なんですけれども、こちらが開始をされます。

ここで、改めて市長に御質問をいたします。八女市におかれましては、高校生世代18歳までの医療費助成を今後どのように進めていってくださるお考えでしょうか、お尋ねいたします。

○市長（三田村統之君）

子育て支援策、極めて今、経済の活性化と同時に進める方向に、内閣も先日発言をいたしております。今まで、どちらかというと義務教育、小中学生を対象にこの医療費等を含めて様々な助成が実施されておりますけれども、高校生までについてはまだ十分そういう助成というものが実現できていないということでございますが、今、議員おっしゃった今度の子ども未来戦略会議の中でもこれから議論をされていくことだろうと思っております。

八女市といたしましても、他の市町村の状況を見ながら、この問題については前向きに検討していきたいと思っております。

○4番（水町典子君）

異例のスピードで加速する少子化に歯止めをかけるため、今後3年間がとても重要な年であると位置づけられております。そのような中で、八女市におかれましては、高校生世代18

歳までの医療費の助成について、少なくとも助成は必ず、もし可能であれば全額負担の対象年齢を今の就学前までのお子様から少しでも引き上げていただけることなども含めて、御検討をなるべく早急に開始していただけるよう強く要望し、1点目の質問を終わりたいと思います。

次に、八女市における男性市職員の育休取得状況及び今後の取組について質問をいたします。

開示された情報によると、どちらも特別休暇に当たる出産補助休暇及び育児参加休暇、こちらについてはかなり高い水準で取得をされ、申し分ないと思われませんが、昨年度の男性市職員の育休取得割合が14.3%という結果について率直にどのような感想をお持ちか、お聞かせ願います。

○人事課長（丸山 隆君）

お答えいたします。

14.3%という男性職員の育児休業の取得割合ということで、率直に、この数字については非常に低いものと認識をしております。

今、男性職員の育児休業の取得について国あたりも非常に力を入れておりまして、かなり高い取得割合を出しております。内容も私たち研究をいたしまして、それに近づけるような対策をやっていければと思っております。

以上です。

○4番（水町典子君）

今御答弁いただいたと同様に、私も当初この結果を低いと感じたのですが、実は調べてみると、2021年度の国内での男性育休取得の現状は13.97%という国の調査結果がございました。その点から見ると、八女市の男性市職員の方も、1年遅れで国の水準に追いついた、もしくは追い越したといったような状態かと思えます。

国では、男性の育休取得を促進するプロジェクトとしてイクメンプロジェクトというのがスタートしており、こちらによると、2025年度、再来年になりますけれども、2025年度には男性の育休取得は30%、こちらを目標にされているそうです。

また、さらに申し添えますと、このプロジェクトの中では、本年4月から、例えば、従業員が1千人を超える企業にはその取得率の公表を義務づけているそうです。

今回私が質問をしている背景には、子育て中の男性の方より、育休を取得したいのだけでもまだまだ取得しづらいような風潮があり、よければ、まずは市の職員から積極的に取得をしてもらって、そのような感想だったり声を広げていただく中で、環境づくりという点において先駆的役割を果たしてもらえないだろうかという声をお寄せいただいたからであります。

そこで、お尋ねをいたします。このような期待の声を前向きに受け止め、改革を行っていただけたらと思いますが、今後八女市としてどのように取り組んでいかれるのか、もし具体的な事柄がありましたら答弁をお願いしたいと思います。

○人事課長（丸山 隆君）

お答えいたします。

まず、今、議員おっしゃったように民間事業所の関係でございますけれども、民間のほうにおかれましては、市の取組を参考になされるというケースは多々あるかと思っています。そういったことも踏まえまして、やはりこの男性職員の育児休業の取得推進に向けては積極的に行って対応していくべきだろうと思っております。

それから、具体的な取組としましては、やはり情報の発信、これをしっかりやるべきだと思っております。この制度の情報につきましては、ただ発信するだけじゃなくて、該当の職員個別に直接制度の説明等を行って意識を高めていただく。一方で、職場の管理職等にもそういった働きかけをしっかりと行っていく中で、当然職場の調整とかそういったものもございますので、そういった両面对応していく中でしっかりと意識を高めていくことで、少しずつではあるかと思いますが、浸透していくんではないかと考えているところでございます。

以上です。

○4番（水町典子君）

何事も変化を伴うときは、一度に大きな変化がもたらされるということはなかなかまれなことではないかと思えます。少しずつ取り組んでいかれながら、ぜひ育休取得が進むよう努めていただけたらと思えます。

6月2日に厚生労働省が公表した2022年の人口動態統計では、一人の女性が生涯に産む子どもの推計人数を示す合計特殊出生率は、過去最低だった2005年と並び1.26となりました。年間出生数は77万747人となり、統計開始以来、初めて80万人を割り込んでおります。

育休制度自体にもまだまだ改正の余地があると思えますが、例えば、社会保険料の免除要件や、現在国で議論をされているところに、子どもが3歳になるまでの短時間勤務制度を就学前までに引き上げ、その減収分に育児休業給付金を充てられるようにするような制度改革などがあります。

待ったなしの少子化対策として、まずは市職員の皆様におかれましても育休制度を十分に活用していただき、市民の皆様の希望の灯台となっていただいて、この時代に生まれてきてくれる大切な市の宝である八女っ子お一人お一人が、育休制度によっても大きく守られ、安心して子育て、共育てができるようになることを願ってやみません。

では、最後の質問に移ります。男性用トイレへのサンタリーボックスの設置、拡充につい

てでございます。

近年、がんなどの御病氣や御高齢の男性の方が、尿漏れパッドを使用し、捨てる場所でお困りだという声をよくお聞きいたします。八女市では、昨年9月の定例会において同僚議員より公共施設への設置を求める質問がなされております。さらに、市長より先ほど、市役所本庁や支所などの各施設に設置が完了している旨、御答弁をいただきましたが、そこでお尋ねをいたします。もし今分かる範囲で、そのほかに主立った公共施設で設置が完了しているところがありましたら、ここで教えていただきたいと思います。

○財政課長（田中和己君）

お答えさせていただきます。

昨年9月の定例会の際に、市議のほうからサニタリーボックスの設置についての御質問をいただきました。実はそれ以前から取組を進めておりまして、昨年6月だったかと思いますが、まず本庁舎とか、あとは支所庁舎とかのほうには前もって設置をしております。その後、12月頃だったと思いますけど、ほかの公共施設のほうにも、例えば、観光施設とか不特定多数の方がお使いになるような施設につきましては、改めて文書を出しながら、設置に向けて取組を進めているところでございます。

以上です。

○4番（水町典子君）

施設のお名前など、もしよろしかったら詳しくお知らせいただけるとありがたいですけれども、主立ったところで結構でございます。

○健康推進課長（末廣英子君）

お答えいたします。

本庁、支所以外の指定管理施設のほうに設置されている場所があるかどうか、こちらで調べさせていただきました。

まず、横町町家交流館、それから、伝統工芸館、手すき和紙資料館、観光物産館、民俗資料館、グリーンピア八女、道の駅たちばな、ふるさとわらべ館、ほたると石橋の館、矢部の物産交流館、星の文化館、茶の文化館、星野焼展示館、それから、つながるバス停と八幡宮のトイレにも設置いただいておりますということをお知らせいただいたところでございます。

○4番（水町典子君）

分かりました。設置をアピールするためのというか、ポスターなどが貼ってあるところは分かるのですが、私の中まで確認に行くことができませんでしたので、どこにあるということが分かって助かりました。ありがとうございます。

実際利用されている市民の方からも、公共施設への設置はかなり進んでいるようだということをお聞きしておりました。大変感謝しておられましたので、お伝えをしておきます。本

当にありがとうございました。

ただ、市民の皆様がお出かけになられるところといたら、当然のことながら公共施設だけではございません。例えば、民間の商業施設などに市のほうから設置を推進するような啓蒙活動を行っていただけたらと考えます。

そこで、お尋ねいたします。そのような取組について、市のほうで推進をしていただくことは可能でしょうか。

○健康推進課長（末廣英子君）

お答えいたします。

まず、女性はよく知っているサンタリーボックスですけれども、これはトイレ専用のごみ箱のことですが、男性用トイレに必要となっている背景に、前立腺がんの罹患率の増加がございます。国のがん統計によりますと、男性のがんの罹患数では1位となっております。死亡数は低いがんでございますけれども、治療後は尿漏れパッドが必要になる方が多いということがございます。このような病気への配慮から、昨年、市役所本庁や各施設において設置を行っていただいたところでございます。

それから、民間の施設への設置状況についてでございますけれども、このサンタリーボックスの設置につきましても、清掃に係る人件費ですとかごみの処分費用などランニングコストがかかりますので、民間の事業者様に要請は控えているところでございます。ですけれども、御高齢のお客様へのサービス、それから、地域共生社会への貢献につながるということになりますので、市の取組に賛同していただけるようにこのPRを行っていきたいと考えております。

あわせて、八女市で行っております前立腺がん検診、こちらの啓発も行ってまいりたいと考えているところでございます。

○4番（水町典子君）

先ほどもがん検診の受診率向上の質問がございましたところですが、確かに、がんになる前に検診を受けながらということも大切なことではあるかと思えます。しかしながら、思いがけずがんなどの御病氣と向き合うことになったということがどれだけ不安な気持ちを抱えておられるだろうと思ったときに、外出先での心配事が一つ解決するだけで、少しでも心穏やかに日常生活を送っていただけないかと思えます。

民間施設となると、確かに先ほどおっしゃったようなコストの面、清掃の面など、ハードルもあろうかと思えますけれども、ぜひ市民の安心・安全な、そして、心穏やかに送れる日常生活のために、できましたら啓蒙活動を行っていただきたいと思っております。ネットで調べたときに、そういったことを積極的に働きかけられているような団体などもあったので、そちらを一応御紹介しておきたいと思えます。

ともに支え合い、助け合いながら、誰もが安心して暮らせる住みよい八女市づくりを目指し、市民の皆様のお声を一つでも多くこの場にお届けするべく、今後も質問を行ってまいりたいと思います。

本日は以上で私の質問を終わります。

○議長（橋本正敏君）

4番水町典子議員の質問を終わります。

以上で一般質問を終わります。

日程第2 議案審議

○議長（橋本正敏君）

日程第2. 議案審議を行います。

報告第5号 八女市土地開発公社の令和4年度決算及び令和5年度事業計画の報告についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

質疑を終結します。

本案については、地方自治法第243条の3第2項の規定により、同法第221条第3項の法人が毎事業年度の事業計画及び決算に関する書類を作成し、議会に提出するものでありますので、質疑にとどめ、審議を終わります。

報告第6号 令和4年度八女市一般会計予算継続費繰越計算書の報告についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

質疑を終結します。

本案については、地方自治法施行令第145条第1項の規定により、翌年度の5月31日までに繰越計算書を調製し、議会に報告するものでありますので、質疑にとどめ、審議を終わります。

報告第7号 令和4年度八女市一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

質疑を終結します。

本案については、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、翌年度の5月31日までに繰越計算書を調製し、議会に報告するものでありますので、質疑にとどめ、審議を終わります。

報告第8号 令和4年度八女市一般会計予算事故繰越し繰越計算書の報告についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。

○19番（森 茂生君）

ちょっと二、三、お尋ねをいたします。

私もこの繰越しについて詳しくないんですけども、令和4年度で終わらなければならなかった事業がもろもろの事情で終わらなかったのも、令和5年度に再びこの事業を繰り越して行うという理解でよろしかったでしょうか。

○財政課長（田中和己君）

議員おっしゃるとおりでございます。

○19番（森 茂生君）

そうした場合、見てみたら非常に多いですよ、今回7件ですかね。今まではそんな多くはなかったんですけども、この事故繰越しが多かった何か特別な原因があるんでしょうか。令和4年度は特別な災害もなかったと思っていますけれども、そこら辺は多かった理由は何かあるんでしょうか。

○財政課長（田中和己君）

お手元の資料のとおり、令和3年と令和2年に災害等が発生しておりましたので、そちらのほうの事業で繰り越す手続があるということで御理解いただきたいと思います。

○19番（森 茂生君）

ちょっとよく分からなかったんですけど、令和2年度で災害が多かったのも令和3年度に繰り越したということですか。

○財政課長（田中和己君）

令和2年7月の豪雨災害と令和3年8月の豪雨災害の対策事業に必要な経費につきまして、令和4年度中に完了しなかったところがございますので、このような件数になっているところでございます。

○19番（森 茂生君）

やっぱり災害の関係で多かったということですかね。分かりました。

そしたら、これを再度、来年度に繰り越すことはできるんですか。

○財政課長（田中和己君）

令和5年度に完了しなければならないということで考えております。

○19番（森 茂生君）

繰り越して、もうこれ以上繰越しはできないと。

そうすると、終わらなかったら今度また予算は一から出直すんですか。というのは、八女市単独なら単独でいいんですけども、国、県との関係があるからですね。恐らく八女市が勝手に決めたのではなく、国、県と協議の上に事故繰越しということになったんだろうと思います。ですから、八女市単独の場合は、単独で事故繰越しというのはできるんですか。そこら辺の兼ね合いが私は分からないんですよ。

○財政課長（田中和己君）

議員おっしゃるとおり、それぞれの災害につきましては、特定の国の補助金とかというのがございますので、そちらのほうはちゃんと国とか県とかの協議を行った上で、財源と一緒に繰越しをしておりますので、単独で、市単費で行う事業につきましては、ちゃんと手続を経て、翌年度に繰り越しても事業を行うような形をお願いするケースもございますので、その点はまた別に協議を行わせていただきたいということで考えております。

○19番（森 茂生君）

ちょっとはつきり理解できない部分もありましたけれども、これを見ますと、災害復旧で労務者不足に伴う入札不調というのが2件出てきます。これは全国的に言われていますよね、特に若い土木関係の労務者が不足しているということで。これはだんだんひどくなっているような状況ではないかと思っています。

それで、こういう労務者不足の対応は、下手すればまた来年もそういう状況が当然生まれてくるかと思えますけれども、そこら辺の対策はどう考えていらっしゃるかお尋ねします。

○第二整備室長（堤 辰幸君）

お答えいたします。

今回の事故繰りのほうに災害関係の物件を上げさせていただいておりますが、労務者不足の中の内容としましては、コロナ関係がございまして、作業員さんのコロナ感染であったり、現場に応じてはブロック積みとか製品を作製する事業所の作業員さんのコロナ感染とかでありまして、作業の遅延と、あと、資材の納入の遅延等が発生しましたものですから、それを踏まえまして、労務者不足ということでまとめさせていただいた理由とさせていただきます。

以上です。

○19番（森 茂生君）

できれば年度内に、期間内に終わるのが当然ですので、極力繰越しがないように努力を精いっぱいしていただきたいと思えますし、入札のときにはやっぱり慎重に、そこら辺を勘案

したところで計画を立てていただきたいと思います。

以上です。

○議長（橋本正敏君）

質疑を終結します。

本案については、地方自治法施行令第150条第3項の規定により、翌年度の5月31日までに繰越計算書を調製し、議会に報告するものでありますので、質疑にとどめ、審議を終わります。

議案第43号 八女市税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。

○19番（森 茂生君）

今度の森林環境税が一つですけれども、これは非常に変則的で、国税だけでも地方税の均等割に1千円上乘せして徴収をする。国税だけ市町村が住民税として徴収するという非常に変則的な税金ですけれども、過去にこのような事案があったのかどうか。私は初めて聞いたわけですが、過去にそういうのはあるんですか。専門家から言わせると、大体そういうのはいかなのやないかという意見もあるんですよ。そこら辺、過去にあったのかどうかお尋ねします。

○税務課長（田代秀明君）

お答えします。

過去にあったかどうかというのはちょっと確認はしておりませんが、今回の森林環境税が入る前は、今年度まで復興特別住民税ということで1千円、均等割からかかっていますが、それがそのまま森林環境税に変わるという形になっていますので、復興特別住民税であれば2014年、平成26年から実施されている制度になります。

○19番（森 茂生君）

確かに1千円は1千円で移行するんですけれども、今まではあくまで住民税だと思います。しかし、今度は国税ですよ。そのまま引継ぎじゃないと私は理解しています。同じ1千円は1千円ですよ、取り方は一緒です。しかし、その使い方は全く違うわけですからね。そこら辺はごっちゃにさせていただくと、どうも混乱するんじゃないかなと思っていますけれども。

1人1千円ですけれども、幾ら収入予定ですか。

○税務課長（田代秀明君）

お答えいたします。

均等割の中の1千円ということでありましたら、昨年までの復興特別住民税、これで算出をすると、件数的に令和4年度が2万9,258件ございましたので、単純に1千円を掛けまして29,258千円ほどになるかと思えます。

○19番（森 茂生君）

約30,000千円ほどの収入ということのようです。

そしたら、これは既に八女市に森林環境譲与税という格好で前倒しで来ていますよね。それで、幾ら来ていますか。

○建設経済部長（若杉信嘉君）

令和元年度から譲与税という形で来ております。それで、譲与額が、令和元年度が約39,000千円、令和2年度が約83,000千円、令和3年度が約83,000千円、令和4年度が約107,000千円で、令和4年度までのトータルで約312,000千円ということで、譲与額として入ってきております。

○19番（森 茂生君）

断然来ているほうが多いということのようです。

これが今問題になっているのは、使われていないという——半分近くが基金に回っているという報道がありますけれども、八女市の場合、幾ら使って、基金に幾ら回しましたか。

○建設経済部長（若杉信嘉君）

令和元年度から令和4年度までで使いました額が、先ほど約312,000千円が譲与額として来ておりますが、そのうち245,000千円を使っております。積立てをしているのは約67,000千円ということです。

以上でございます。

○19番（森 茂生君）

よそから比べれば使っているほうです。よそではほとんど使わずに全部基金に回っているところもあるようですけれども、それほどならなぜ取るのかという論議が起きてくるわけですよね。八女市は使っているからいいんですけれども。

その基金を今度は積み立てていって、本来なら森林のために私は使うべきだと思うんですけども、67,000千円が基金ですかね。何に使う目的で積み立てるんですか。

○建設経済部長（若杉信嘉君）

これまで譲与額としていただきました分については、ほとんど森林の環境整備の分でそれぞれ使っております。あと、担い手対策とかですね。

この積立て、約67,000千円につきましては、今後も計画的に一部積み立てていきたいとは思っているんですけれども、森林経営管理制度が今後本格的に動いてまいりますので、そちらの経費等のための財源として現在積立てを行っているところでございます。

○19番（森 茂生君）

この森林環境税については一人頭1千円ですので、お金持ちもお金持ちじゃない人たちも同じ負担ですよね。大体税金の基本は応能割で、能力に応じて払うというのが原則ですけれ

ども、地方税なら狭い地域で分からなくはないんですが、これを全国的に一律にするというのは、まさにこれは人頭税だと多くの学者の方が言っているんですね。やっぱりそういう不安がずっとつきまとっているのが私はこの森林環境税だと思います。

しかもまた、市町村を通して均等割に上乘せするという格好で国が全部吸収すると言ったらおかしいんですけれども、取る。またそれを配分する。

それで、これは県に1回納めて、徴収した税金は県からまた行くんですか。

○税務課長（田代秀明君）

お見込みのとおりで、森林環境税につきましては均等割の枠から1千円、全国民から徴収されまして、それを再配分ということで、森林環境譲与税という形で国から県と市町村に配分をされます。

○19番（森 茂生君）

それで、県を通して徴収した税金はどういう経由で行くのか。

○税務課長（田代秀明君）

森林環境税は市町村から県のほうに上がって、県のほうから国のほうに上がります。

○19番（森 茂生君）

分かりました。これはここだけで、あとは森林の質問をするわけにはまいりませんので。

一番取りやすい税金なんですよ、一人上乘せすれば均等割でざっと入ってくるから。ですから、取られるほうは痛みを感じにくい、取るほうは非常に取りやすいということになるうかと思えます。

もう一点だけ。出ているのが、第82条の軽自動車税の種別割ということで、特定小型原動機付自転車というのが新設ということになっています。早い話が、電動のキックボードということだろうと思います。私は見たことはありますけれども、大体ここら辺にその電動キックボードというのがどれくらいはやっているのか。例えば、税金を2千円徴収しますよね。どれくらい見込んであるのかお尋ねします。

○税務課長（田代秀明君）

今言われた電動キックボードですけれども、既に問合せ等は数件、電話でいただいております。

この特定小型原動機付自転車の規定ができる前は普通の原付の基準で、このキックボードを既に原付の枠で登録されている方が5件ほどございます。原付はそのまま原付のナンバープレートを使ってもらってもいいんですけれども、改めて新しく交付する10センチ四方の新しいナンバーを再交付することもできます。状況としては今はそういう状況でございます。

○19番（森 茂生君）

それで、何台ぐらい入る予定なんですか。これは7月には徴収が始まるんでしょう。何台

ぐらい予定されているんですか。

○税務課長（田代秀明君）

何台申請があるかどうかというのは確認できておりませんが、ナンバープレート自体は100枚ほど今準備をしております。

○19番（森 茂生君）

このナンバープレートがないと乗れないということだろうと思います。7月1日からは乗ったら道路交通法違反ということになるだろうと思いますけれども。

私もちょっと調べてみましたが、このナンバープレートで個人は完全に識別できますか、バイク、車みたいに。

○税務課長（田代秀明君）

お見込みのとおりで、普通の軽自動車と同じように登録をしていただきますので、確認はできます。

○19番（森 茂生君）

そしたら、よその市町村との共有はできていますか。

○税務課長（田代秀明君）

こちらについては全国一律の取組となりますので、別の市町村でも確認はできると思います。

○19番（森 茂生君）

ちょっと時期が分かりませんが、私の読んだところじゃ、今のところは共有できないとされているんです、私の手元の資料では。でも、7月までに全国共通で、例えば、盗難とかあった場合、分かるようになっているんですね。

○税務課長（田代秀明君）

軽自動車についてはJ-LISというシステムがありまして、そちらに登録をしますので、全国的に確認はできるかと思います。

○19番（森 茂生君）

車検はないんでしょう。車検がないから一件一件追及はできないと書いてあるんですよ。車検があるからちゃんと車は、例えば、警察が調べたらどこに行っても大体分かるようになっている。しかし、これは車検という制度がないから、たとえ盗難に遭っても、なかなかそれを追及するのは難しいとなっているんですよ。そういうシステムはきちっと整えてあるのかどうか、ちょっとはつきりさせてください。

○税務課長（田代秀明君）

車検によって確認できるというのはちょっと私も存じ上げておりませんが、うちの台帳にはきちんと登録をしますし、ほかの市町村のことまで確認は、なかなか照会をかけた

いと分からないとは思いますが、八女市で登録されている分はしっかり管理をして、確認できるようにしたいと思っております。

○19番（森 茂生君）

どうも分からんな。車検のある乗用車であれば、車両を基本として所有者が登録されます。所有者不明でも車体に刻印された車体番号で車両の所持者を特定できますので、第三者が盗難車を登録して乗っ取ることは不可能です。しかし、市町村が管理する——ナンバープレートは課税標識というんでしょう。それは全国の市町村で共有されていませんから、警察が照会しようとした場合もなかなかできないです。土曜、日曜だと照会できないので、ここら辺が、盗難を防ぐことが非常に難しい。成り済ましてほかの人が登録してしまったら乗っ取りになってしまうという記事なんですよ。そういうことは起きらんですかね。

○税務課長（田代秀明君）

警察からそういった照会があった場合はうちのほうが出しますけれども、うちのほうからよそのナンバーとかを確認することはまずないとは思いますが、今おっしゃった全国的に情報が共有されないということはちょっと私も確認しておりませんが、八女市で管理している分は、警察からそういった要望があった場合はしっかりと提供できるようにしていきたいと思っております。

○19番（森 茂生君）

恐らく八女市のは分かるはずですよ。これがよそのまちで盗難に遭っているいろいろあったときがどうなるのかという問題なんですよ。それで、これ以上ここでやり取りしてもあれです。ただ、よそではいろいろ問題が起きて、フランスではあれをなくしてしまおうという話も、規制を厳しくして。東京の銀座あたりでも乗り入れは禁止しようという動きが出ています。日本だけが逆行した規制緩和をしているんだというのがいっぱい出てきます。

そして、今度は交通事故がかなり心配。16歳以上は免許なしで乗れる。今度は高校生が通学に使う。非常に問題が多いということで、安全性。そして、盗難のほうはほとんど手をつけられないまま導入されたんだというのがいっぱい出てきます。

ですから、そういうところはぜひ肝に銘じてもらって、事故対策、盗難対策は考えていただきたい。これは八女市でするごたることではないけど、それは一応はっきりと申し述べておきますので。その点いかがでしょうか。

○税務課長（田代秀明君）

原付については全てそういったことになると思っていますので、これからもそういった盗難対策、申出があった場合はすぐに再交付とか対応したいと思っております。

○18番（三角真弓君）

1点だけお尋ねいたしますけど、先ほどの環境税なんですけど、県の森林環境税というこ

とで、その後、国の環境譲与税。当初、人口割等があって、すごく金額が少なかったと思うんですね。今回はそれも含めて是正され、今回の312,000千円というのは、今後増えるのか、これが頭打ちなのか、その2点をお願いしたいと思います。

○建設経済部長（若杉信嘉君）

先ほどの譲与基準の配分につきましては、国が定めておりますのが、現在は、例えば、八女市内の私有林の人工林面積が50%、林業の就業者数が20%、それから、人口が30%ということで、国の森林環境譲与税ということで、その計算の下、配分をされております。

現在、各自治体からも——大都市部のほうが譲与額が大きいと。要は人口の割合が30%と定めてありますので、大都市部になると人口がかなり大きくなってきますので、大都市部のほうが譲与額が大きいという形の——森林がないところに多く来ているという問題もありますので、そこら辺りは森林を持つ全国の市町村から国のほうに要望をやって、今後はそういった部分も併せて国のほうは制度の見直しをかけていくということは聞いておりますので、そこら辺りで今後増えていくのかというのは、この場で必ず増えていきますということとはちょっと言えませんが、変動が出てくる可能性はなきにしもあらずということで思っておるところでございます。

○議長（橋本正敏君）

質疑を終結します。

本案につきましては、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

討論を行います。

○19番（森 茂生君）

議案第43号に反対の立場で討論を行います。

森林環境税について、租税は能力に応じて負担するというのが原則ですけれども、この国税の森林環境税は、地方税である住民税の均等割に一人頭1千円上乘せして、一律に課税されます。そのために人頭税だと言われております。人頭税は金持ちも低所得者も一律に課税されるために、税金のうちで最も逆進性が高く、不公平の税制であると言われております。この森林環境税は国税である以上、課税権者は国になるのが普通ですけれども、この法律の第7条では、国税けれども地方税とみなして、地方自治体が課税し徴収するとなっております。果たしてこんなことができるのかと、専門家の中から非常に疑問の声が上がっております。

森林環境税及び環境譲与税に関する法律は、既に2019年から開始されております。国から地方へ譲与だけが先行する形で行われております。この財源は国の特別会計や借入金によって賄われ、その返済が今度の森林環境税の税収の一部によって行われるという非常に複雑なものになっております。

そして、さらにややこしいのが、西日本大震災からの復興に関し、防災などの財源確保のため、復興特別住民税が均等割に上乘せする形で、1人当たり1千円課税されています。この税は令和5年で終わりですけれども、森林環境税は令和6年より課税され、しかも同額の1千円で導入されるために、非常に分かりにくく、この制度を引き継ぐかのように錯覚するのですけれども、紛れもなくこの森林環境税は増税です。このように、何もかもが異例の形で導入されたのがこの森林環境税であります。

また、第82条のいわゆる電動キックボードへの課税も、安全対策や盗難対策など十分整備がなされない中での導入であり、課税に疑問があります。

以上の理由により、議案第43号に反対するものであります。

以上です。

○議長（橋本正敏君）

討論を終結し、採決します。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（橋本正敏君）

起立多数であります。よって、議案第43号は原案のとおり可決されました。

議案第44号 令和5年度八女市一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。

本案につきましては委員会付託案件であります。議案質疑の通告もございませんので、質疑を終結します。

本案につきましては、委員会条例第6条第1項の規定により、予算審査特別委員会を設け、付託の上、審査をすることにしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

御異議なしと認めます。よって、本案は予算審査特別委員会を設け、これに付託の上、審査することに決しました。

委員会条例第6条第2項の規定により、委員の数についてお諮りいたします。委員の数は議長を除く21人にしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

御異議なしと認めます。よって、委員の数は21人にすることに決しました。

正副委員長の互選をお願いいたします。先例によりますと、委員長に副議長、副委員長に総務文教常任委員会委員長となっております。今回はいかがいたしましょうか。

〔「先例」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

先例という発言がございました。それでは、先例に従い、委員長に高橋副議長、副委員長に服部総務文教常任委員会委員長とすることに決しました。

審査の必要上、会議規則第98条の規定により分科会を設け、審査していただきますようお願いいたします。

以上をもちまして本日の日程は全て終了いたしました。

議案審議が本日で終了しましたので、19日は休会といたします。

会期日程に従い、20日からは委員会、分科会となっておりますので、審査のほどよろしくをお願いいたします。

本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

午後 2 時50分 散会